参考資料2

現行の企業評価制度等に係る補足資料等

１．現行の企業評価制度等に係る補足資料

（１）経営事項審査

経営事項審査について

国土交通省

経営事項審査の意義・概要

- 各建設工事の発注者が、建設工事の規模、それが要求する技術的水準等を勘案して、それに見合うだけの建設業者を選定することが必要であることから、公共工事の発注機関は、その発注に係る建設工事の入札に参加しようとする建設業者について、予め資格審査によって格付けを実施。
- 一般に当該審査は、①客観的事項に関するものと、②発注者ごとに評価する事項に関するものを区分して行うところ、①はどの発注機関が行っても同一の結果となるべきであることから、特定の第三者が統一的に一定基準により審査（＝経営事項審査）。
- 全国統一の客観指標による評価がされるため、建設業者のランク分けの透明性・公平性を確保するとともに、発注者ごとの審査事務の負担軽減に寄与。

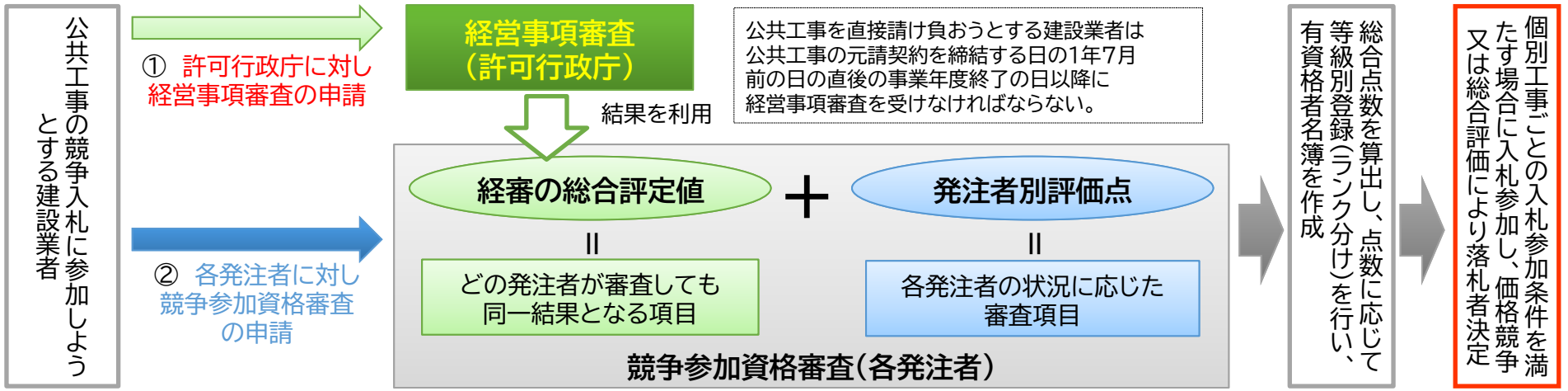
経営事項審査の対象者

公共性のある施設又は工作物に関する建設工事で政令で定めるものを発注者から直接請け負おうとする建設業者

経営事項審査の受審企業数：134,031社（R7年度）　※建設業許可業者数：483,823社（R7年度）

審査項目と審査機関

- **経営状況** ： 国土交通大臣により登録を受けた機関（登録経営状況分析機関）
- **経営規模、技術力、その他の審査項目（社会性等）**： 国土交通大臣又は都道府県知事（許可行政庁）



経営事項審査の審査項目

国土交通省

令和８年７月１日以降の申請で適用

○　完成工事高（X1）及び技術力（Z）を許可業種別に審査し、業種別に総合評定値（P）を算出。

項目区分		審査項目	最高点／最低点	ウェイト
経営規模	X1	完成工事高（許可業種別）	最高点：2,309点 最低点：397点	0.25
	X2	①自己資本額 ②利払前税引前償却前利益	最高点：2,280点 最低点：454点	0.15
経営状況	Y	①負債抵抗力 ②収益性・効率性 ③財務健全性 ④絶対的力量	最高点：1,595点 最低点：0点	0.20
技術力	Z	①技術職員数（許可業種別） ②元請完成工事高（許可業種別）	最高点：2,441点 最低点：456点	0.25
その他審査項目（社会性等）	W	①建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況 ②建設業の営業継続の状況 ③防災活動への貢献の状況 ④法令遵守の状況 ⑤建設業の経理の状況 ⑥研究開発の状況 ⑦建設機械の保有状況 ⑧国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況	最高点：2,073点 最低点：▲788点	0.15
総合評定値	P	0.25X1＋0.15X2＋0.20Y＋0.25Z＋0.15W	最高点：2,159点 最低点：163点	

その他の審査項目（社会性等）（W）の詳細

国土交通省

令和8年7月1日以降の申請で適用

評価項目	最高点	最低点	項目導入時期
W1：建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況	77	0	－
建退共の加入状況	15	0	平成6年
退職一時金もしくは企業年金制度の導入	15	0	平成6年
法定外労災制度への加入状況	15	0	平成6年
若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況	2	0	平成27年
知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況	10	0	令和3年
ワーク・ライフ・バランスに関する取組の状況	5	0	令和5年
建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況	10	0	令和5年
「建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度」の宣言の有無	5	0	令和8年
W2：建設業の営業継続の状況	60	−60	－
建設業の営業年数	60	0	平成6年
民事再生法又は会社更生法の適用の有無	0	−60	平成23年
W3：防災活動への貢献の状況	20	0	平成18年
W4：法令遵守の状況	0	−30	平成20年
W5：建設業の経理の状況	30	0	－
監査の受審状況	20	0	平成20年
公認会計士等数	10	0	平成6年
W6：研究開発の状況	25	0	平成20年
W7：建設機械の保有状況	15	0	平成23年
W8：国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況	10	0	平成23年
合計（A）	237	−90	
W評点（A×10×175÷200）	2,073	−788	

総合評定値（P）＝$0.25X_1+0.15X_2+0.20Y+0.25Z+0.15W$

経営事項審査の最近の改正項目

国土交通省

令和8年7月1日以降の申請で適用

改正の視点

持続可能な建設業に向けた**①担い手の育成・確保**や、「地域の守り手」としての**②災害対応力の強化**の取組の努力を適正に評価・後押しするとともに、**③建設業許可要件の改正を踏まえた**審査項目・基準の見直しを実施。

① 担い手の育成・確保

建設業の処遇改善の原資となる労務費の確保・行き渡り等のための取組や、
CCUSの就業履歴の蓄積に関する評価項目を設定することが必要

「建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度」の宣言状況について加点項目として追加（5点）
（審査基準日が宣言日以降であり、宣言書と誓約書が提出されている場合に加点）
※あわせて「W1-10：建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況」の加点配分を見直し

② 災害対応力の強化

能登半島地震の応急復旧工事での活用実績等を踏まえ、加点対象となる建設機械を追加することで
災害対応力強化を図ることが必要

加点対象機械の拡大
（「不整地運搬車」、「アスファルト・フィニッシャ」を追加）

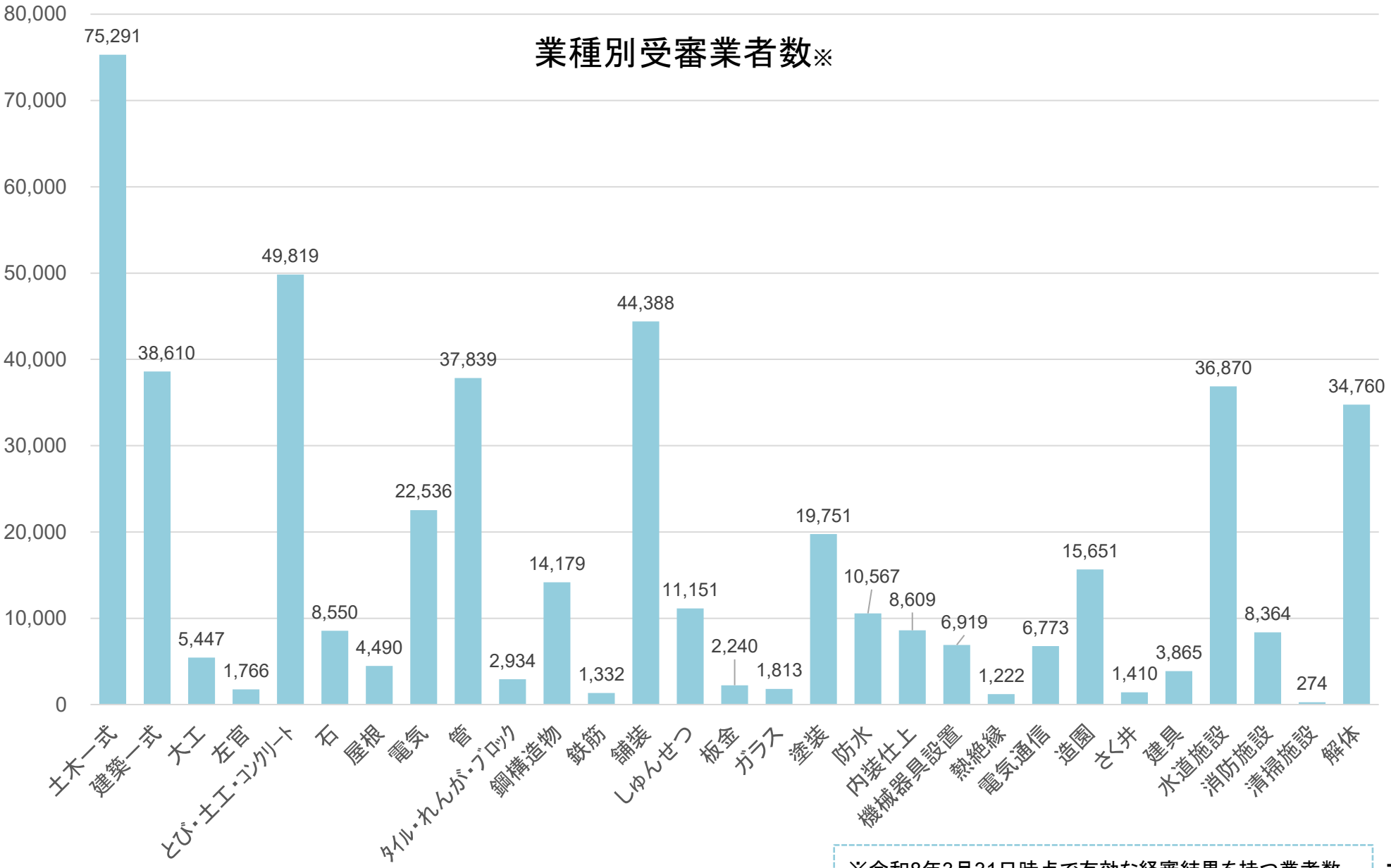
③ 令和2年の建設業許可要件の改正を踏まえた見直し

令和2年10月に建設業許可・更新の要件に社会保険加入が追加され、
令和7年10月以降に経営事項審査を受審する企業は社会保険加入に係る許可要件を当然満たすことに

社会保険加入に関する審査項目を削除（各項目-40点）
（W1-1：雇用保険、W1-2：健康保険、W1-3：厚生年金保険の加入有無に関する減点項目を削除）

経営事項審査の業種別受審業者数

国土交通省



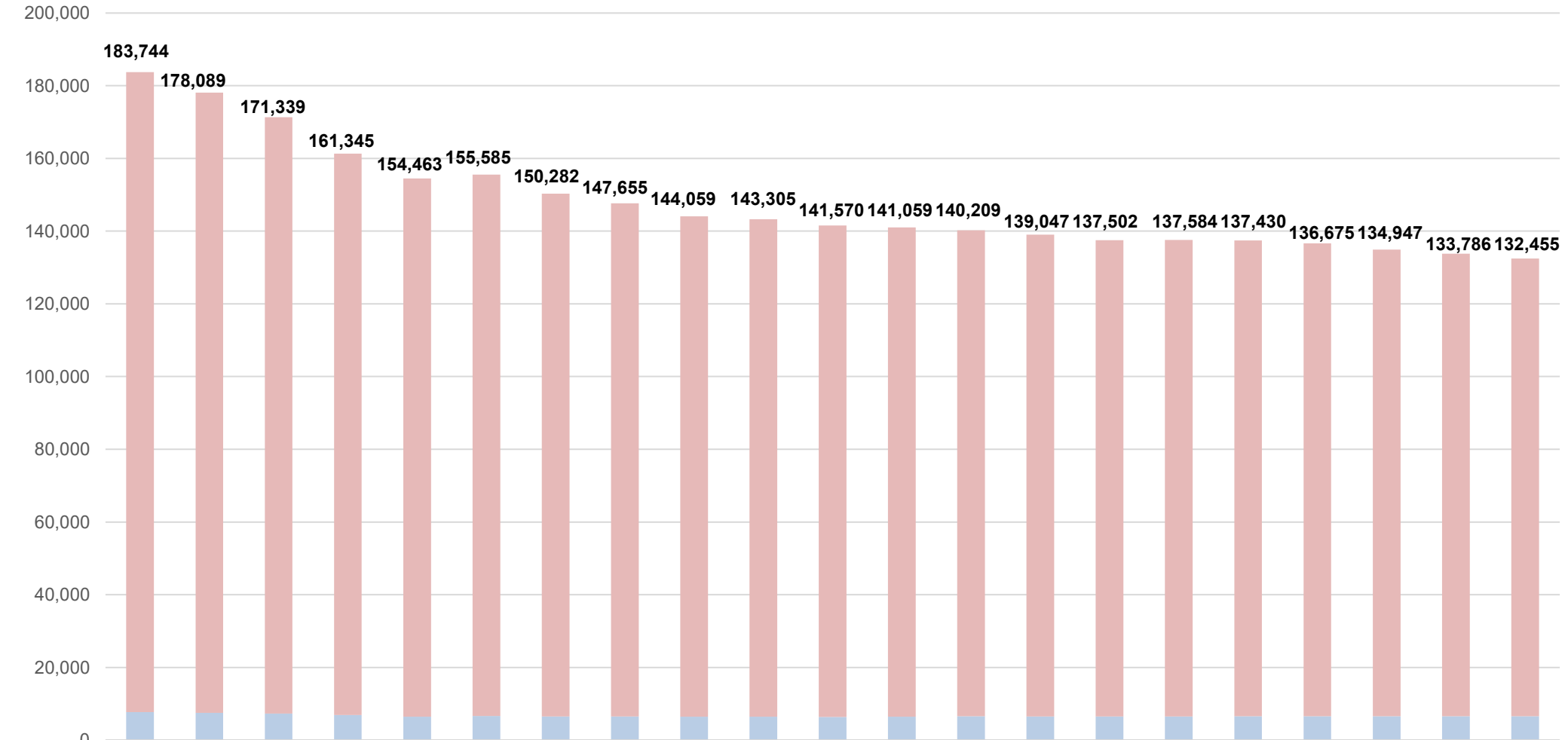
※令和8年3月31日時点で有効な経審結果を持つ業者数

経営事項審査の受審者数の推移

国土交通省

- 経営事項審査の受審業者数は減少傾向にあり、特に知事許可業者の減少が大きい状況。

経営事項審査の受審業者数の推移



(年度)	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025
知事許可	176,063	170,609	164,048	154,462	148,052	148,917	143,801	141,181	137,639	136,881	135,181	134,621	133,638	132,513	130,983	131,078	130,861	130,128	128,393	127,202	125,867
大臣許可	7,681	7,480	7,291	6,883	6,411	6,668	6,481	6,474	6,420	6,424	6,389	6,438	6,571	6,534	6,519	6,506	6,569	6,547	6,554	6,584	6,588

経営事項審査の法律上の位置づけ

■建設業法（昭和二十四年法律第百号）（抄）

（経営事項審査）

第二十七条の二十三　**公共性のある施設又は工作物に関する建設工事で政令で定めるものを発注者から直接請け負おうとする建設業者**は、国土交通省令で定めるところにより、**その経営に関する客観的事項について審査を受けなければならない**。

２　前項の審査（以下「経営事項審査」という。）は、次に掲げる事項について、数値による評価をすることにより行うものとする。

一　**経営状況**

二　**経営規模、技術的能力その他の前号に掲げる事項以外の客観的事項**

３　前項に定めるもののほか、経営事項審査の項目及び基準は、中央建設業審議会の意見を聴いて国土交通大臣が定める。

■建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）

（経営事項審査の客観的事項）

第十八条の三　法第二十七条の二十三第二項第二号に規定する客観的事項は、**経営規模**、**技術的能力**及び**次の各号に掲げる事項**とする。

一　建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況

二　建設業の営業継続の状況

三　法令遵守の状況

四　建設業の経理に関する状況

五　研究開発の状況

六　防災活動への貢献の状況

七　建設機械の保有状況

八　国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況

２･３　（略）

その他の審査項目（社会性等）（W）：W1①

W1：建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況

・W_{1-1}からW_{1-10}までの各項目の評点を合算して求める。

W_{1-1}～W_{1-3}

項目	評点
建設業退職金共済制度への加入（W_{14}）	15
退職一時金制度又は企業年金制度の導入（W_{15}）	15
法定外労働災害補償制度への加入（W_{16}）	15

W_{1-4} 若年技術職員の継続的な育成及び確保の状況

・技術職員のうち、審査基準日において満35歳未満の技術職員の割合を計算し、表に当てはめて評点を求める。

若年技術職員の継続的な育成及び確保	評点
15%以上	1
15%未満	0

W_{1-4} 新規若年技術職員の育成及び確保の状況

・技術職員のうち、審査基準日において満35歳未満で、審査対象年内に新たに技術職員となった者の割合を計算し、表に当てはめて評点を求める。

新規若年技術職員の育成及び確保	評点
1%以上	1
1%未満	0

その他の審査項目（社会性等）（W）：W1②

国土交通省

W1-5 知識及び技術又は技能の向上に関する建設工事に従事する者の取組の状況

・以下の算式によって算出された数値を表に当てはめて評点を求める。

$$C = \left(\frac{\text{技術者数}}{\text{技術者数＋技能者数}} \times A\left[\frac{\text{CPD単位取得数}}{\text{技術者数}}\right]\right) + \left(\frac{\text{技能者数}}{\text{技術者数＋技能者数}} \times B\left[\frac{\text{技能レベル向上者数}}{\text{技能者数－控除対象者数}}\right]\right)$$

A	換算値
30	10
27以上30未満	9
24以上27未満	8
21以上24未満	7
18以上21未満	6
15以上18未満	5
12以上15未満	4
9以上12未満	3
6以上9未満	2
3以上6未満	1
3未満	0

B	換算値
15%以上	10
13.5%以上15%未満	9
12%以上13.5%未満	8
10.5%以上12%未満	7
9%以上10.5%未満	6
7.5%以上9%未満	5
6%以上7.5%未満	4
4.5%以上6%未満	3
3%以上4.5%未満	2
1.5%以上3%未満	1
1.5%未満、分母が0	0

C	評点
10	10
9以上10未満	9
8以上9未満	8
7以上8未満	7
6以上7未満	6
5以上6未満	5
4以上5未満	4
3以上4未満	3
2以上3未満	2
1以上2未満	1
1未満	0

※ 技術者数：監理技術者になる資格を有する者、主任技術者になる資格を有する者、一級技士補及び二級技士補の数の合計

※ 技能者数：審査基準日以前三年間に、建設工事の施工に従事した者で、作業員名簿を作成する場合に建設工事に従事する者として氏名が記載される者（施工管理（監理技術者等として管理に係る業務）のみに従事する者）は除く）の数

※ CPD単位取得数：技術者が審査基準日以前一年間に取得したCPD単位の合計数

※ 控除対象者数：審査基準日の3年前の日以前にレベル4の評価を受けていた者の数

※ 技能レベル向上者数：認定能力評価基準により受けた評価が審査基準日以前3年間に1以上向上した者の数
なお、認定能力基準による評価を受けていない場合は、レベル1として審査する。

その他の審査項目（社会性等）（W）：$W_1$②

国土交通省

W_{1-5}におけるCPD単位取得数

○ CPD単位取得数は、建設業者に所属する技術者が取得 したCPD単位の合計数とする。

○ 各技術者のCPD単位は、以下の算式で算出される数値とする。

各技術者のCPD単位

（審査対象年にCPD認定団体によって取得を認定された単位数）÷（告示別表第18の左欄に掲げるCPD認定団体毎に右欄に掲げる数値）×30

※上記算式で計算される各技術者のCPD単位数に小数点以下の端数がある場合は、これ切り捨てる。

※また、各技術者のCPD単位の上限は30とする。

告示別表第21

公益社団法人空気調和・衛生工学会	50
一般財団法人建設業振興基金	12
一般社団法人建設コンサルタンツ協会	50
一般社団法人交通工学研究会	50
公益社団法人地盤工学会	50
公益社団法人森林・自然環境技術教育研究センター	20
公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会	50
一般社団法人全国測量設計業協会連合会	20
一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会	20
一般社団法人全日本建設技術協会	25
土質・地質技術者生涯学習協議会	50
公益社団法人土木学会	50
一般社団法人日本環境アセスメント協会	50
公益社団法人日本技術士会	50
公益社団法人日本建築士会連合会	12
公益社団法人日本造園学会	50
公益社団法人日本都市計画学会	50
公益社団法人農業農村工学会	50
一般社団法人日本建築士事務所協会連合会	12
公益社団法人日本建築家協会	12
一般社団法人日本建設業連合会	12
一般社団法人日本建築学会	12
一般社団法人建築設備技術者協会	12
一般社団法人電気設備学会	12
一般社団法人日本設備設計事務所協会連合会	12
公益財団法人建築技術教育普及センター	12
一般社団法人日本建築構造技術者協会	12

その他の審査項目（社会性等）（W）：$W_1$③

W_{1-6} ワーク・ライフ・バランスに関する取組の状況

・「女性活躍推進法に基づく認定」、「次世代法に基づく認定」及び「若者雇用促進法に基づく認定」について審査基準日における各認定の取得状況を表に当てはめて評点を求める。

認定の区分		評点
女性活躍推進法に基づく認定	プラチナえるぼし	5
	えるぼし（第3段階）	4
	えるぼし（第2段階）	3
	えるぼし（第1段階）	2
次世代法に基づく認定	プラチナくるみん	5
	くるみん	3
	トライくるみん	3
若者雇用促進法に基づく認定	ユースエール	4

その他の審査項目（社会性等）（W）：W1④

国土交通省

W1-7 建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況

・審査対象年度に発注者から直接請け負った建設工事のうち、①日本国内以外の工事、②建設業法施行令で定める軽微な工事、③災害応急工事を除くものにおける必要な措置の実施状況を表に当てはめて評点を求める。

措置の実施状況	評点
民間工事を含む全ての建設工事で実施	15
全ての公共工事で実施	10

必要な措置とは、①CCUS上での**現場・契約情報の登録**、②建設工事に従事する者が**直接入力によらない方法※でCCUS上に就業履歴を蓄積できる体制の整備**、③経営事項審査申請時に様式第6号に掲げる**誓約書の提出**、のすべてを実施している場合をいう。

※ 直接入力によらない方法：就業履歴データ登録標準API連携認定システムにより、入退場履歴を記録できる措置を実施していること等

W1-8 「建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度」の宣言の有無

・審査基準日において、国土交通省が実施する**自主宣言制度の宣言を元請事業者又は下請事業者の立場で行っており、**自主宣言制度で**宣言した取り組みについて取組開始日以降行う又は行っている旨の誓約書を提出**している場合に、加点

建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度の宣言の有無	評点
有	5
無	0

その他の審査項目（社会性等）（W）：W2、W3

国土交通省

W2：建設業の営業継続の状況

・建設業の許可又は登録を受けて営業を行っていた年数について以下の表に当てはめて求める。

営業年数	評点	営業年数	評点	営業年数	評点	営業年数	評点
35年以上	60	27年	44	19年	28	11年	12
34年	58	26年	42	18年	26	10年	10
33年	56	25年	40	17年	24	9年	8
32年	54	24年	38	16年	22	8年	6
31年	52	23年	36	15年	20	7年	4
30年	50	22年	34	14年	18	6年	2
29年	48	21年	32	13年	16	5年以下	0
28年	46	20年	30	12年	14		

※再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受け、かつ審査基準日以前に再生手続終結の決定又は更生手続終結の決定を受けていない場合に60点の減点とする。

※再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受け、かつ再生手続終結の決定又は更生手続終結の決定を受けた建設業者は、当該再生手続終結の決定又は更生手続終結の決定を受けた時より起算するものとする。

W3：防災協定締結の有無

・国、特殊法人等又は地方公共団体との間で災害時の防災活動等について定めた防災協定を締結している場合に20点の加点とする。

防災協定締結の有無	評点
有	20
無	0

その他の審査項目（社会性等）（W）：W4、W5

国土交通省

W4：法令遵守の状況

・審査対象年に建設業法第28条の規定により指示され、又は営業の全部若しくは一部の停止を命ぜられたことがある場合に、以下の表に基づき減点する。

法令遵守の状況	評点
無	0
指示をされた場合	−15
営業の全部若しくは一部の停止を命ぜられた場合	−30

W5：建設業の経理に関する状況

・監査の受審状況（W51）及び公認会計士等数（W52）の点数を合計し算出する。

W5-1監査の受審状況

監査の受審状況	評点
会計監査人の受審状況	20
会計参与の設置	10
経理処理の適正を確認した旨の書類の提出	2
無	0

W5-2公認会計士等数

		公認会計士等数値※					
年間平均完成工事高	600億円以上	13.6以上	10.8以上 13.6未満	7.2以上 10.8未満	5.2以上 7.2未満	2.8以上 5.2未満	2.8未満
	150億円以上　600億円未満	8.8以上	6.8以上 8.8未満	4.8以上 6.8未満	2.8以上 4.8未満	1.6以上 2.8未満	1.6未満
	40億円以上　150億円未満	4.4以上	3.2以上 4.4未満	2.4以上 3.2未満	1.2以上 2.4未満	0.8以上 1.2未満	0.8未満
	10億円以上　40億円未満	2.4以上	1.6以上 2.4未満	1.2以上 1.6未満	0.8以上 1.2未満	0.4以上 0.8未満	0.4未満
	1億円以上　10億円未満	1.2以上	0.8以上 1.2未満	0.4以上 0.8未満	−	−	0.4未満
	1億円未満	0.4以上	−	−	−	−	0.4未満
評点		**10点**	**8点**	**6点**	**4点**	**2点**	**0点**

※公認会計士等数値＝1級登録経理講習受講者等の数×1＋2級登録経理講習受講者等の数×0.4

その他の審査項目（社会性等）（W）：W6

W6：研究開発の状況

・研究開発費の額の平均の額を表に当てはめて評点を求める。

※会計監査人設置会社において、会計監査人が当該会社の財務諸表に対して、無限定適正意見又は限定付き適正意見を表明している場合に限る。

平均研究開発費の額	評点	平均研究開発費の額	評点
100億円以上	25	11億円以上　12億円未満	12
75億円以上　100億円未満	24	10億円以上　11億円未満	11
50億円以上　75億円未満	23	9億円以上　10億円未満	10
30億円以上　50億円未満	22	8億円以上　9億円未満	9
20億円以上　30億円未満	21	7億円以上　8億円未満	8
19億円以上　20億円未満	20	6億円以上　7億円未満	7
18億円以上　19億円未満	19	5億円以上　6億円未満	6
17億円以上　18億円未満	18	4億円以上　5億円未満	5
16億円以上　17億円未満	17	3億円以上　4億円未満	4
15億円以上　16億円未満	16	2億円以上　3億円未満	3
14億円以上　15億円未満	15	1億円以上　2億円未満	2
13億円以上　14億円未満	14	5,000万円以上　1億円未満	1
12億円以上　13億円未満	13	5,000万円未満	0

その他の審査項目（社会性等）（W）：W7、W8

国土交通省

W7：建設機械の保有状況

・審査基準日において自ら所有している又は審査基準日からの1年7ヶ月以上の使用期間が定められているリース契約を締結している建設機械の台数を表に当てはめて評点を求める。

台数	評点	台数	評点
14台以上	15	5台	9
12～13台	14	4台	8
10～11台	13	3台	7
8～9台	12	2台	6
7台	11	1台	5
6台	10	0台	0

※ショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル、モーターグレーダー、ダンプ車、アスファルト・フィニッシャ、移動式クレーン、不整地運搬車、高所作業車、締固め用機械、解体用機械

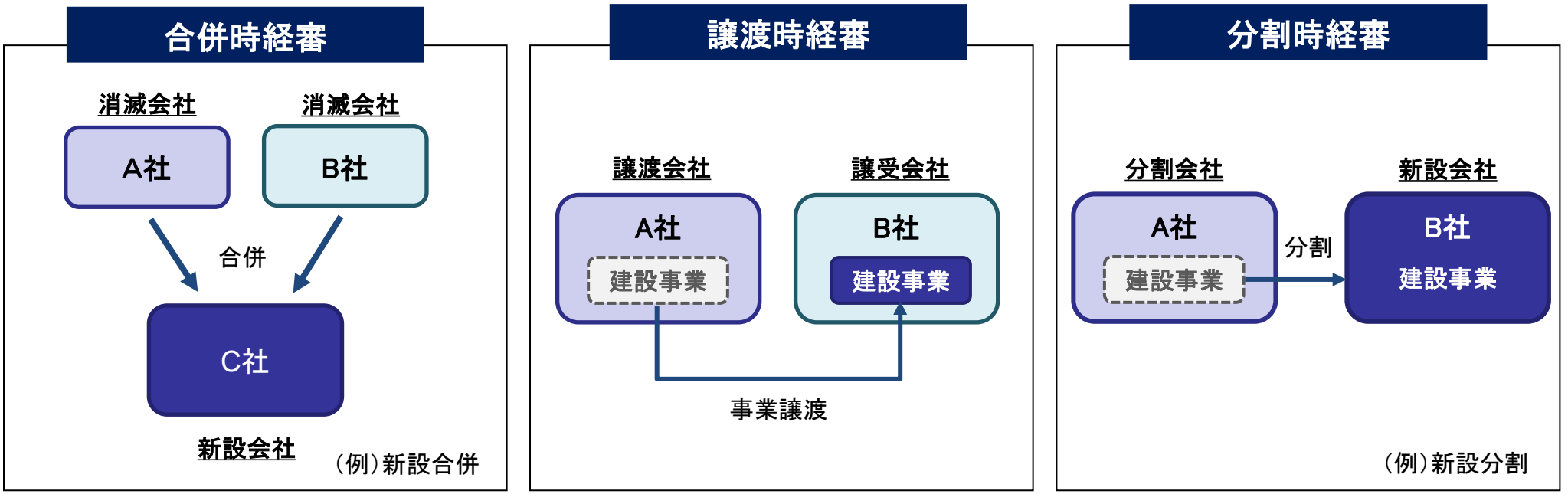
W8：国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況

・エコアクション21（EA21）の認証又はISO第9001号若しくはISO第14001号の規格による登録状況を表に当てはめて評点を求める。

ISO14001の登録状況	EA21の認証状況	評点	
		ISO9001登録有	ISO9001登録無
有	有	10	5
	無		
無	有	8	3
	無	5	0

特殊経審① 【合併・譲渡・分割における例】

国土交通省

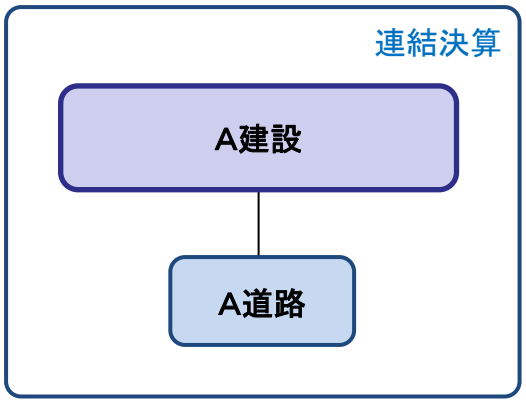


本来、経営事項審査は事業年度終了日を基準として審査を行うが、可及的速やかに新会社の実態に即した客観的事項の評価するため、**合併等後の最初の事業年度終了の日を待たず、**（消滅会社等の完工高や営業年数等を承継した）**新会社の経営事項審査結果を取得**することが可能。

特殊経審② 【企業集団における例】

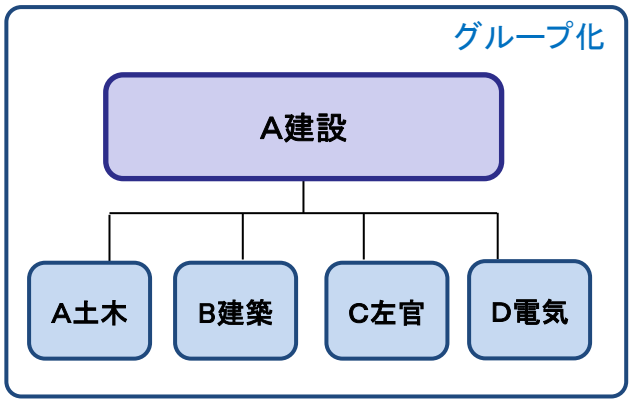
国土交通省

連結経審



子会社（A道路）であっても、企業集団の中で一定規模以上を確保している場合には、子会社の経営事項審査の評価項目のうち、経営状況（Y）について、**連結財務諸表に基づいて評価**を受けることができる。

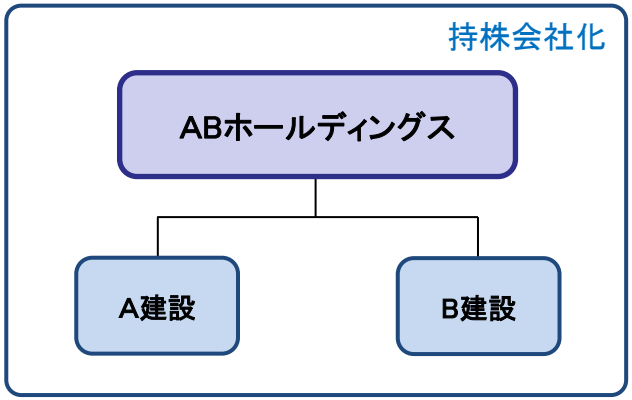
グループ経審



グループ会社間で相当程度の機能分担が図られている場合に、法人格は分かれているものの実質的に合併と同様の企業結合であると見なし、**グループ内の完工高等を集約して評価するなど、グループ一体としての評価**を受けることができる。

（業種ごとに代表企業を定めて受審）

持株会社経審

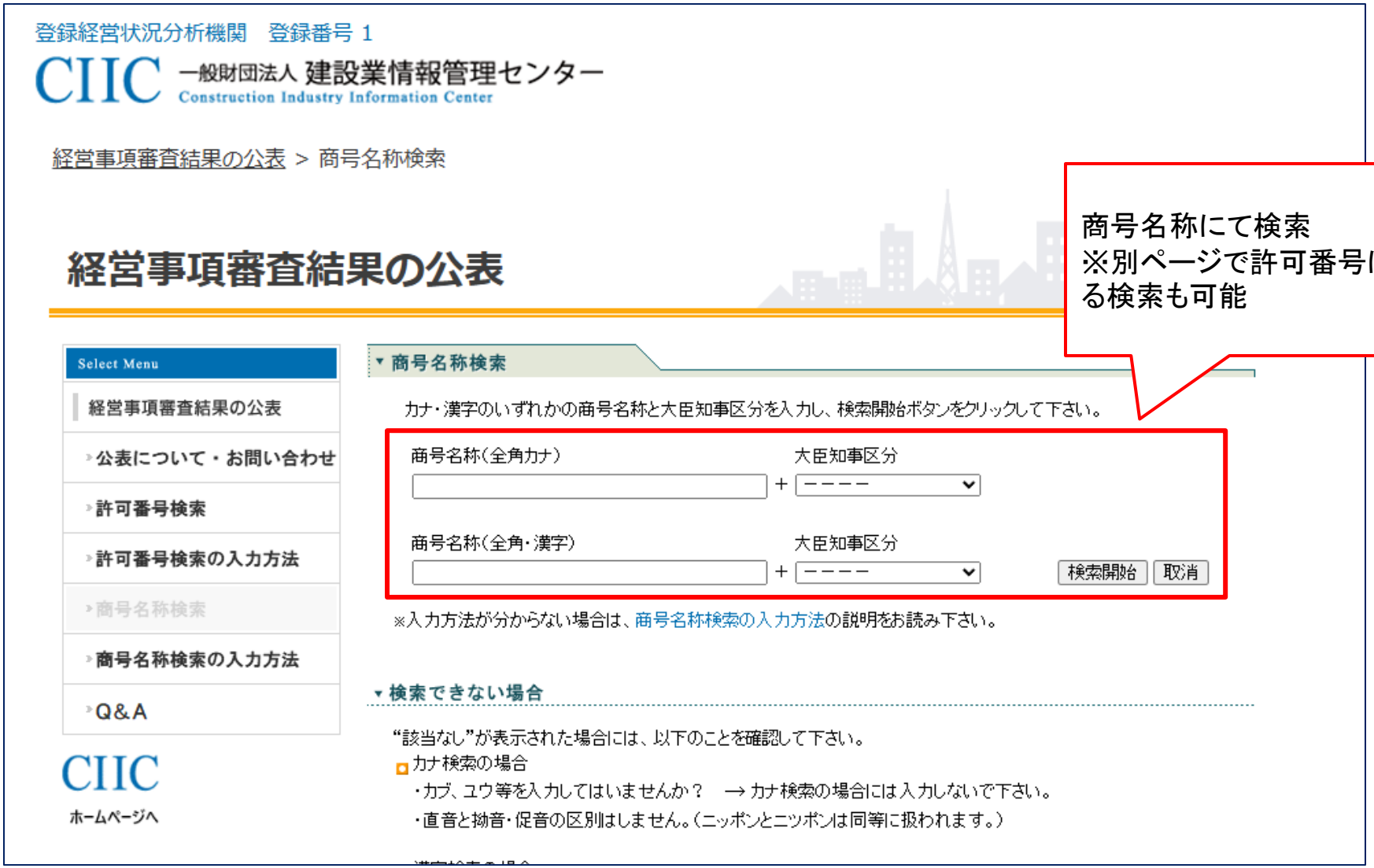


持株会社（ABホールディングス）に所属する**技術職員数と公認会計士等の数**について、企業集団に含まれるグループ会社（A建設・B建設）のそれぞれの経営事項審査において、適宜按分して評価を受けることができる。

経営事項審査結果の公表について

国土交通省

経営事項審査を受審した事業者の「総合評定値通知書」をインターネット上で公表
※商号名称等で検索・閲覧が可能



経営事項審査結果の公表について

国土交通省

（公表イメージ） ※PDF形式にてダウンロード

経営規模等評価結果通知書
総合評定値通知書

〒102-0072
東京都千代田区[redacted]

[redacted](株)

[redacted]殿

国土交通大臣 許可 [redacted]
審査基準日 令和07年03月31日

電話番号
資本金額
完成工事高／売上高（%）
行政庁記入欄 [redacted]

許可区分	建設工事の種類	総合評定値(P)	完成工事高 2年平均	完成工事高 評点(X1)	元請完成工事高及び技術職員数 元請完成工事高 2年平均	技術職員数 一級	一級(講習受講)	監理補佐	基幹	二級	その他	評点(Z)
	土木一式											
	プレストレストコンクリート構造物											
特	建築一式	[redacted]										
	大工											
	左官											
特	とび・土工・コンクリート											
	法面処理											
	石											
	屋根											
	電気											
	管											
	タイル・れんが・ブロック											
	鋼構造物											
	鋼橋上部											
	鉄筋											
	舗装											
	しゅんせつ											
	板金											
	ガラス											
特	塗装											
特	防水											
特	内装仕上											
	機械器具設置											
	熱絶縁											
	電気通信											
	造園											
	さく井											
特	建具											
	水道施設											
	消防施設											
	清掃施設											
	解体											
	その他											
	合計		[redacted]									

自己資本額及び利益額	数値	点数
自己資本額	[redacted]	
利益額		
評点（X2）		

その他の審査項目（社会性等）	数値等	点数
雇用保険加入の有無	[redacted]	
健康保険加入の有無		
厚生年金保険加入の有無		
建設業退職金共済制度加入の有無		
退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無		
法定外労働災害補償制度加入の有無		
若年技術職員の継続的な育成及び確保		
新規若年技術職員の育成及び確保		
ＣＰＤ単位取得数		
技術者数		
技能レベル向上者数		
技能者数		
控除対象者数		
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の状況		
次世代育成支援対策推進法に基づく認定の状況		
青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定の状況		
建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況		
建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況		
営業年数	[redacted]	
民事再生法又は会社更生法の適用の有無		
建設業の営業継続の状況		
防災協定の締結の有無		
防災活動への貢献の状況		
営業停止処分の有無		
指示処分の有無		
法令遵守の状況		
監査の受審状況		
公認会計士等の数		
二級登録経理試験合格者の数		
建設業の経理の状況		
研究開発費		
研究開発の状況		
建設機械の所有及びリース台数		
建設機械の保有状況		
エコアクション21の認証の有無		
ISO9001の登録の有無		
ISO14001の登録の有無		
国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況		
評点（W）		

（参考）

科目	単独決算	科目	単独決算	経営状況	単独決算	経営状況	単独決算
固定資産	[redacted]	売上高	[redacted]	純支払利息比率	[redacted]	自己資本対固定資産比率	[redacted]
流動負債		売上総利益		負債回転期間		自己資本比率	
固定負債		受取利息配当金		総資本売上総利益率		営業キャッシュフロー	
利益剰余金		支払利息		売上高経常利益率		利益剰余金	
自己資本		経常利益		評点（Y）			
総資本（当期）		営業キャッシュフロー（当期）					
総資本（前期）		営業キャッシュフロー（前期）					

［金額単位：千円］

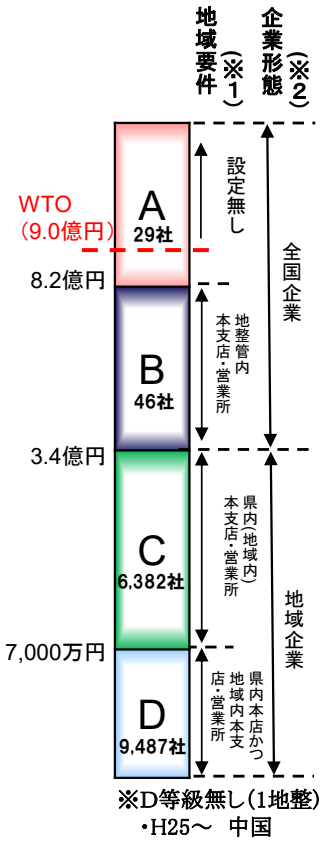
- 「自己資本額」の欄に「*」がある場合には、自己資本額数値の算出において２期平均を採用した場合の評点または数値。
- 「行政庁記入欄」については、当該建設業者の営業に関する事項、経営状況に関する事項で、特記すべきことがあれば適宜記載するものとする。

（参考）等級区分がある工種の発注標準等

国土交通省

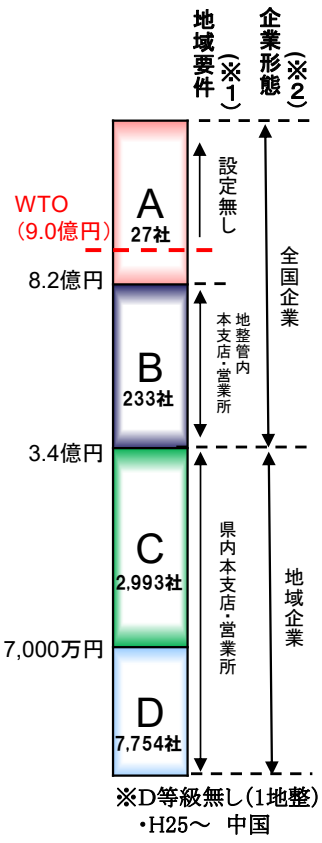
【全地方整備局における令和7・8年度 競争参加資格者名簿】

一般土木



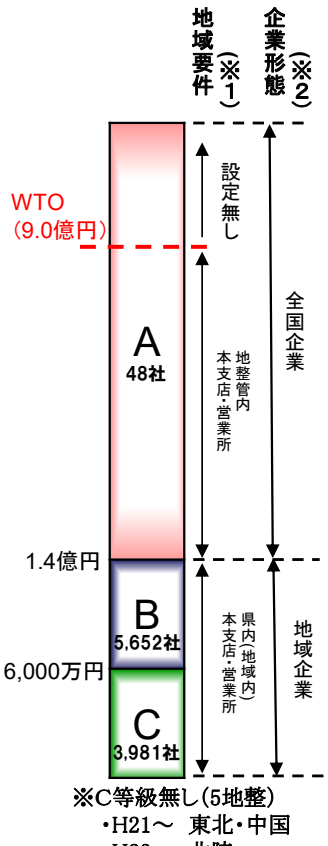
※D等級無し（1地整）
・H25～ 中国

建　築



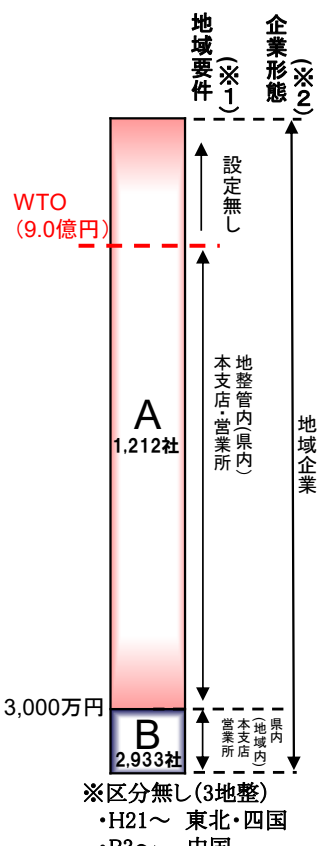
※D等級無し（1地整）
・H25～ 中国

アスファルト舗装



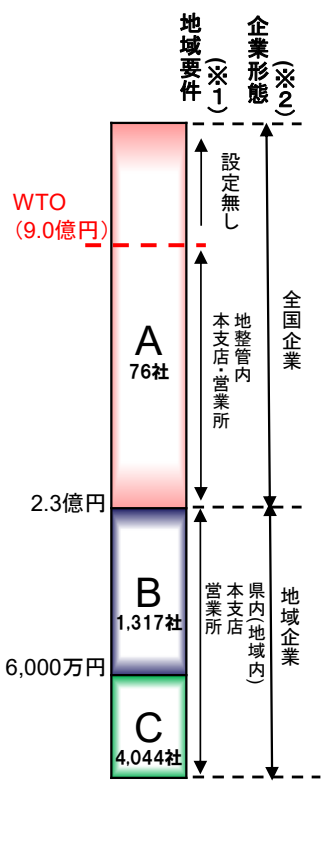
※C等級無し（5地整）
・H21～ 東北・中国
・H23～ 北陸
・H25～ 九州
・H27～ 四国

造　園

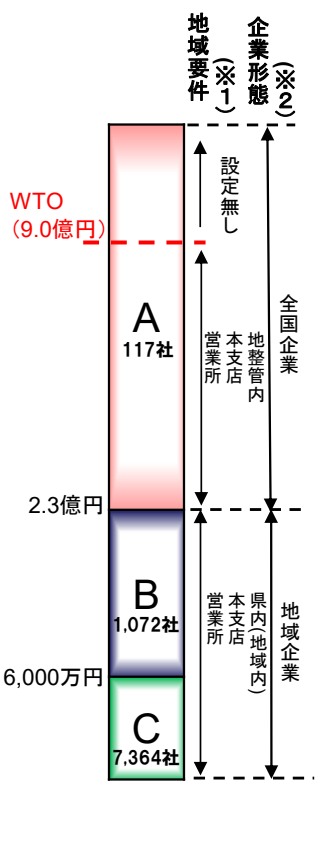


※区分無し（3地整）
・H21～ 東北・四国
・R3～ 中国

電気設備



暖冷房衛生設備



（参考）ＷＴＯ（政府調達協定）標準額の推移
Ｈ２０：７．９億円 → Ｈ２２：６．９億円
→ Ｈ２６：６．０億円 → Ｈ２８：７．４億円 → Ｈ３０：６．８億円
→ R2:6.9億円 → R4:6.8億円 → R6:8.1億円 → R8:9.0億円

※１　地域要件は各地方整備局の主な内容を記載
※２　企業形態は、構成する企業の主な形態を記載
※３　１業種について、複数の地整で登録している場合は、本店所在地の地整等級にて計上（重複無しで整理）

（参考）工事の総合評価落札方式の概要

工期、機能、安全性などの価格以外の要素と価格とを総合的に評価して落札者を決定する方式

【総合評価落札方式の仕組み】

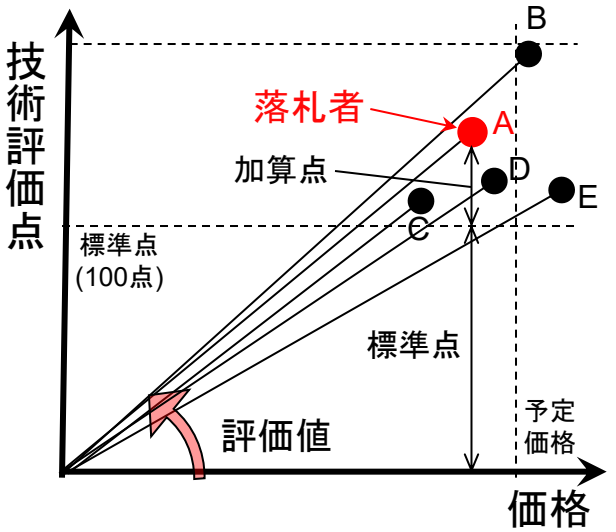
予定価格の範囲内で、評価値が最も高い者を落札者とする方式のこと。

$$\text{評価値} = \frac{\text{技術評価点}}{\text{入札価格}}$$

（右図のように、「傾き」を示す）

技術評価点

提案内容により、標準点に加算点を付与。技術提案が適切でない場合は、標準点を与えない。



【総合評価落札方式の手続きの流れ】

予め、入札公告等において、
　技術提案を求める内容
　技術提案の評価の方法
を公表

→ 技術提案の提出 →

提出された技術提案を公表された評価方法に従って審査し、技術提案毎に技術点を決定

【総合評価の評価項目例】

技術提案に関する項目	工期短縮、品質向上、環境の維持（騒音・振動・水質汚染など） など
施工能力等に関する項目	企業・技術者の過去の同種工事実績、工事成績　など
地域精通度・貢献度等に関する項目	災害協定の締結、災害協定に基づく活動実績　など

（２）専門工事企業の施工能力等の見える化評価

［施工能力等の見える化評価］　見える化評価制度の概要

国土交通省

○ 建設キャリアアップシステムに登録・蓄積される情報や技能者の能力評価を活用し、専門工事企業の施工能力等を「見える化」
（「専門工事企業の施工能力等の見える化評価制度に関する国土交通大臣告示及び同ガイドライン（令和2年3月31日策定）」による）

○ 技能者を雇用・育成する専門工事企業が、発注者や元請、ハローワーク等に情報発信し、受注機会や入職者確保につなげる

【見える化の項目と評価内容】

基礎情報	建設業許可の有無
	資本金
	完成工事高
	団体加入の有無　　等
施工能力	建設キャリアアップカード保有者数
	レベル3以上の技能者数の割合
	29歳以下の割合、平均勤続年数
	保有する建設機械の台数　　等
コンプライアンス	処分歴
	社会保険加入状況
	コンプライアンス確保の取組　等

・業種ごとに選択評価内容の追加も可能

【評価結果】 評価を受けた職種について

☆～☆☆☆☆の4段階で評価

職種	・・・・・・・・
基礎情報	★★★★
施工能力	★★★★
コンプライアンス	★★★★





（見える化ロゴマーク・バナー）

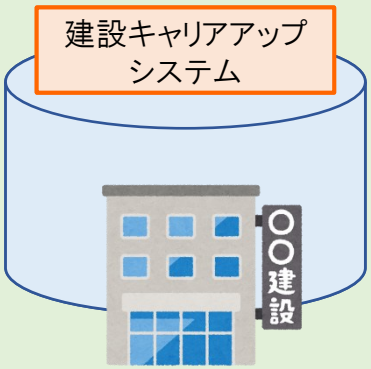
これまで評価基準の認定を受けた職種（１２職種）　※今後順次認定予定

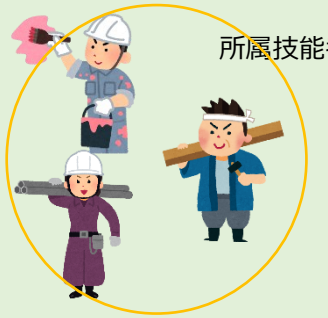
令和３年３月認定　基礎ぐい、切断穿孔、機械土工、建築大工（工務店）、鉄筋、とび・土工
令和４年３月認定　土木、左官、ＰＣ工事
令和５年３月認定　コンクリート圧送、エクステリア
令和６年１月認定　圧入

［施工能力等の見える化評価］　制度のスキーム

国土交通省

【評価の申請者】専門工事企業





◎ 申請する事業者は見える化評価の職種について建設キャリアアップシステムの事業者登録をしてあること

施工能力（レベル３以上の技能者数の割合）について申請を行う職種の技能者の能力評価を反映

建設技能者の能力評価制度



初級技能者（見習い）

中堅技能者（一人前の技能者）

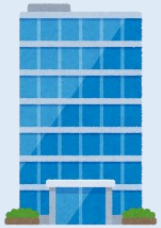
職長として現場に従事できる技能者

高度なマネジメント能力を有する技能者（登録基幹技能者等）

見える化評価の申請

評価結果通知

【評価実施機関】専門工事業団体



専門工事業団体
（評価実施機関）

評価基準を策定し、評価を実施。結果を公表



◎評価実施機関が策定する評価基準を認定
◎評価基準を公表

※評価結果は国土交通省のホームページでも公表

［施工能力等の見える化評価］　専門工事企業・元請等のメリット

国土交通省

専門工事企業

専門工事企業の施工能力等の見える化評価

- ✦【評価結果】『☆～☆☆☆☆』の４段階で評価
- ✦　取引先やリクルート活動においてPRに活用

職種	・・・・・・・・
基礎情報	★★★★
施工能力	★★★★
コンプライアンス	★★★★

専門工事企業の施工能力の見える化

※評価実施企業は、見える化ロゴマーク、バナーの使用が可能





【専門工事業者からの声】

『技能者を直接抱えて施工ができる専門工事企業が評価される建設業につなげたい』（機械土工業者）

『エンドユーザーに自社の施工能力を直接アピールしたい』（工務店業者）

『会社の善し悪しが見えて、人が集まる会社として採用活動でもPRできるようになる』（躯体業者）

『施工力があり、CCUSに登録している真面目な企業が生き残れる環境づくりになる』（型枠業者）

PR

選択・評価

元請企業

- ✦下請業者の選定や新規開拓、評価基準に活用
- ✦協力会社のレベルアップ、意識向上に



【元請企業からの声】（大手・中堅ゼネコン）

『協力会社以外に下請業者を新規開拓するために活用したい』
『実績が希薄な地域で施工を行う際に地元業者を開拓するため』
『業務拡大に伴い競争力・供給能力を拡充するために下請として活用可能な選択肢の範囲を広げたい』
『協力会社のレベル底上げや競争力のきっかけ、意識向上に繋げる』
『自社の評価に加え、公的側面からの評価基準として採用を検討』

連携が可能に

求人活動

- ✦ハローワークで建設業入職を目指す求職者に対し、CCUS登録企業（見える化評価企業）への応募勧奨や特記事項でPR
 【記載例】「建設キャリアアップシステム登録事業者です」
 「見える化評価制度で「☆4つ」取得しています」
- ✦就職時に技能者を育成する企業として選択が可能



PR

選択・評価

エンドユーザー

- ✦新築やリフォーム工事で施工業者の選定に活用



国土交通省

○認定済み職種（12職種）

		評価企業数（R7.3現在）
R3.3認定	基礎ぐい	64
	切断穿孔	11
	機械土工	14
	建築大工（工務店）	4 （ 8）
	（工務店S）	2 （11）
	鉄筋	103
	とび・土工	32 （37）
R4.3認定	土工	2
	左官	3
	PC工事	0 （ 4）
R5.3認定	コンクリート圧送	6 （10）
	エクステリア	0 （ 4）
R6.1認定	圧入	9

※（ ）は最大時の評価企業数

「見える化」の評価項目【共通評価項目】

国土交通省

評価の表示	評価項目	評価方法	詳細内容	確認方法
基礎情報	建設業許可の有無	2段階評価	建設業許可の有無	CCUS
	建設業の許可年数	4段階評価	建設業の許可年数	別途申請
	財務状況等	4段階評価	事務負担の軽減も踏まえ、建設キャリアアップシステムにある資本金、売上高（完成工事高）のデータにより財務評価を行う。	CCUS
	団体加入	2段階評価	団体加入の有無	別途申請
施工能力	建設技能者の人数	4段階評価	●申請する職種についての建設キャリアアップカードの保有者数 ●申請する職種についての所属技能者に占めるレベル3以上の者の割合 ●申請する職種についての所属技能者に占める29歳以下の者の割合及び所属技能者の平均勤続年数の合算	CCUS ※最大請負金額、協力会社、表彰実績は、別途申請
コンプライアンス	法令遵守	2段階評価	●処分歴	別途申請（「国土交通省ネガティブ情報等検索サイト」の「建設業者の不正行為等に関する情報交換コラボレーションシステム」（過去5年分）で確認）
	社会保険加入状況		●社会保険加入状況	CCUS
	コンプライアンスに関する取組状況（従業員、事業者）		●従業員のコンプライアンス確保の取組 ●事業者自らのコンプライアンス確保の取組	別途申請

「見える化」の評価項目【選択評価項目例】

国土交通省

項目区分	評価内容	詳細内容
基礎情報（人材確保育成）	女性の確保育成状況	・女性技能労働者の人数、割合 ・えるぼし、くるみん認定・プラチナくるみん認定の取得の有無
	研修・訓練の実施状況	・職業訓練校の活用等
	建設技能者の定着率	・建設技能者の勤続年数（研修等の年間費用、訓練校の活用数、資格試験、受験者数　等）
基礎情報（地域貢献その他）	防災活動への貢献状況	・防災協定締結の有無
	国際標準化機構が定めた規格による登録状況	・ISO9001、ISO14001の登録の有無
	生産性向上・技術開発	・NETISの登録等の有無、その他生産性向上の取組
	民事再生法等の適用の有無	・民事再生法又は会社更生法の適用有無
	災害時対応	・BCP（事業継続計画）策定の有無
	経営力	・中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画の認定の有無
施工能力	建機の保有状況	・建機の経過年数、大型、小型の別の評価を個別に評価
	表彰	・優良工事表彰、優秀施工者国土交通大臣顕彰（建設マスター）での評価
	最大請負金額	・自社における１件あたりの最大請負金額
	協力会社	・協力会社に所属する建設技能者の数等
コンプライアンス（法令遵守・安全衛生）	労働時間	・直近の事業年度の1月平均の時間外労働時間
	安全関係団体加入状況	・建設業労働災害防止協会への加入の有無（COHSMSの導入の有無）
コンプライアンス（処遇・福利厚生）	給与制度	・月給制、日給月給制等の給与制度
	休暇制度	・週休日数制度
	労務管理	・就業規則の有無 ・36協定締結の有無

評価基準の考え方『基礎情報』

【考え方】　○各評価内容（建設業許可、建設業の許可年数、資本金、完工高、団体加入）の平均点数を基礎情報の評価とする。
【2段階評価】　○建設業許可の有無、団体加入
【4段階評価】　○建設業の許可年数、資本金、完成工事高

基礎情報

	評価内容の平均点
☆	25点
☆☆	25点超50点未満
☆☆☆	50点以上75点未満
☆☆☆☆	75点以上
真正性の確保	
備考	

配点	建設業許可の有無	建設業の許可年数	資本金	完成工事高	団体加入
25	無	30年未満	500万円未満	2億円未満	無
50		30年以上40年未満	500万円以上 1000万円未満	2億円以上6億円 未満	
75		40年以上50年未満	1000万円以上 3000万円未満	6億円以上15億円 未満	
100	有	50年以上	3000万円以上	15億円以上	有
	CCUS	別途申請	CCUS	CCUS	別途申請
	申請する職種に限定	申請する職種に限定		申請する職種に限定	

評価基準の考え方『施工能力』

国土交通省

【考え方】　○各評価内容（①建設キャリアアップカード保有者数、②所属技能者に占めるレベル３以上の者の割合、③所属技能者に占める29歳以下の者の割合及び所属技能者の平均勤続年数）の平均の点数を施工能力の4段階評価とする。

施工能力

	評価内容の平均点
☆	２５点
☆☆	25点超50点未満
☆☆☆	50点以上75点未満
☆☆☆☆	75点以上
真正性の確保	
備考	

配点	建設キャリアアップカードの保有者数	所属技能者に占めるレベル3以上の者の割合	所属技能者に占める29歳以下の者の割合及び所属技能者の平均勤続年数の合算	所属技能者に占める29歳以下の者の割合	所属技能者の平均勤続年数
25	5名未満	10%未満	合算した点数が50点	10%未満→25点	10年未満→25点
50	5名以上15名未満	10%以上15%未満 40%以上	合算した点数が75点	10%以上20%未満 →50点	10年以上15年未満 →50点
75	15名以上30名未満	15%以上20%未満	合算した点数が100点又は 125 点	20%以上30%未満 →75点	15年以上20年未満 →75点
100	30名以上	20%以上40%未満	合算した点数が150点、175点 又は200点	30%以上→100点	20年以上→100点
	CCUS	CCUS	別途申請	別途申請	別途申請
	申請する職種に限定	申請する職種に限定	申請する職種に限定	申請する職種に限定	申請する職種に限定

評価基準の考え方『コンプライアンス』

コンプライアンス

	評価内容の平均点
☆	25点
☆☆	25点超50点未満
☆☆☆	50点以上75点未満
☆☆☆☆	75点以上
真正性の確保	

	2段階評価			
配点	処分歴	社会保険加入状況	従業員のコンプライアンス確保の取組 〇建設業適正取引推進機構の講習受講の有無 〇労働安全衛生大会等の出席の有無	事業者自らのコンプライアンス確保の取組 〇建設業経理士の設置の有無 〇安全団体加入の有無 〇建設業労働安全衛生マネジメントシステム（COHSMS）の導入の有無（コンパクトコスモスを含む。）
25	あり	3保険のうち、加入していないものがある。	取組の該当がない。	取組の該当がない。
	—	—	—	—
	—	—	—	—
100	なし	すべて加入	該当がある。	該当がある。
	なし（「国土交通省ネガティブ情報等検索サイト」の「建設業者の不正行為等に関する情報交換コラボレーションシステム」（過去5年分））	CCUS ※改正建設業法においては、社保加入が許可の要件となる。以降は、必須記載事項とすることも含めて検討。	受講証（建設業適正取引推進機構の講習）	認定証（コスモス）

専門工事企業の施工能力等の見える化評価制度に関する告示の概要

（令和2年国土交通省告示第498号）

国土交通省

目　的

建設キャリアアップシステムに登録され、又は蓄積される情報を活用した専門工事企業の施工能力等の見える化評価の実施に関し必要な事項を定めることにより、見える化評価の適正な実施を確保し、**専門工事企業が施工能力等に応じて適正に評価され、選ばれる環境の整備を図る**とともに、建設業界に対する安心感を醸成するための仕組みの構築を図ることで、**建設技能者の処遇を改善し、もって建設業の担い手を確保する**こと （第1条）

制度の概要

- 見える化評価を実施しようとする者は、見える化評価基準を作成 （第3条）
- 国土交通大臣は、当該見える化評価基準が建設技能者の処遇改善を目指すものである等の基準に適合すると認めた場合は、認定を行い、これを公表する （第3条）
- 見える化評価実施機関は、見える化評価実施規程を国土交通大臣に届出を行う （第4条）
- 見える化評価実施機関は、実施規程に基づき、見える化評価を実施し、公表する （第5条）

圧入企業の施工能力等の見える化評価基準

【基礎情報の評価内容】

建設業許可（2段階評価）	「有」・・・100 点、「無」・・・25点
建設業の許可年数（4段階評価）	「50年以上」・・・100点 「30年以上50年未満」・・・75点 「10年以上30年未満」・・・50点 「10年未満」・・・25点
資本金（4段階評価）	「5000万円以上」・・・100 点 「3000万円以上5000万円未満」・・・75点 「1000万円以上3000万円未満」・・・50点 「1000万円未満」・・・25点
完成工事高（4段階評価）	「15億円以上」・・・100点 「10億円以上15億円未満」・・・75点 「5億円以上10億円未満」・・・ 50点 「5億円未満」・・・25 点 **※重み付2倍**
団体加入（2段階評価）	「有」・・・100 点、「無」・・・25点
地域防災協定締結の有無（2段階評価）	「有」・・・100 点、「無」・・・25点 **※重み付3倍**

圧入企業の施工能力等の見える化評価基準

【施工能力の評価内容】

建設キャリアアップカードの保有者数（4段階評価）

「30名以上」・・・・・・・・・・100 点
「15名以上30名未満」・・ 75 点
「5名以上15名未満」・・・ 50 点
「5名未満」・・・・・・・・・・ 25 点

所属技能者に占める能力評価レベル 3 以上の者の割合（4段階評価）

「30%以上」・・・・・・・・・・100 点
「20%以上30%未満」・・・ 75 点
「10%以上20%未満」・・・ 50 点
「10%未満」・・・・・・・・・・ 25 点

所属技能者に占める 29 歳以下の者の割合及び所属技能者の平均勤続年数の合算（4段階評価）

「合算した点数が 150 点、175 点又は 200 点」・・・100 点
「合算した点数が 100 点又は 125 点」・・・・・・・・・・ 75 点
「合算した点数が 75 点」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 50 点
「合算した点数が 50 点」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25 点

圧入企業の施工能力等の見える化評価基準

【施工能力の評価内容】

〇所属技能者に占める 29 歳以下の者の割合（4段階評価）

「30%以上」・・・・・・・・・・・・100 点
「20%以上 30%未満」・・・ 75 点
「10%以上 20%未満」・・・ 50 点
「10%未満」・・・・・・・・・・・・ 25 点

〇所属技能者の平均勤続年数（4段階評価）

「20年以上」・・・・・・・・・・・100 点
「15年以上 20年未満」・・・ 75 点
「10年以上 15年未満」・・・ 50 点
「10年未満」・・・・・・・・・・・ 25 点

登録圧入工基幹技能者の数（4段階評価）

「5人以上」・・・・・・・・・・・・100 点
「3人以上5人未満」・・・・・ 75 点
「1人以上3人未満」・・・・・ 50 点
「0人」・・・・・・・・・・・・・・・・ 25 点

圧入施工機械保有台数（リース契約含む）（4段階評価）

「10台以上」・・・・・・・・・・・100 点
「7台以上10台未満」・・・・ 75 点
「5台以上7台未満」・・・・・ 50 点
「5台未満」・・・・・・・・・・・・ 25 点

圧入企業の施工能力等の見える化評価基準

【コンプライアンスの評価内容】

処分歴（2段階評価）	「無」・・・100点、「有」・・・25点
社会保険加入状況（3保険全て）（2段階評価）	「有」・・・100点、「無」・・・25点
退職金制度の有無（2段階評価）	「有」・・・100点、「無」・・・25点
36協定締結の有無（2段階評価）	「有」・・・100点、「無」・・・25点
法定外労働災害補償制度加入の有無（2段階評価）	「有」・・・100点、「無」・・・25点

☆☆☆☆評価については、見える化制度における最上位であることを踏まえて設定。
見える化項目ごとに、評価内容の合計の平均点が75点以上を「☆☆☆☆評価」、50点以上75点未満を「☆☆☆評価」、25点超50点未満を「☆☆評価」、25点を「☆評価」とする。

専門工事企業の施工能力等の見える化の公表について

国土交通省

評価基準の認定を受けた職種、評価実施機関をインターネット上で公表
※評価企業は、ホームページ内のリンクより閲覧が可能

【CCUSポータル】 専門工事企業の施工能力等の見える化

建設キャリアアップシステムに登録・蓄積される情報や技能者の能力評価を活用して、専門工事企業の施工能力等の見える化を進めています。
技能者を雇用・育成する専門工事企業が自社の施工能力等を発信し、受注機会や入職者確保につなげる環境づくりにつなげます。

見える化評価企業一覧

職種	評価実施機関	評価企業
基礎ぐい	（一社）全国基礎工事業団体連合会	一覧（外部リンク）
切断穿孔	ダイヤモンド工事業協同組合会	一覧（外部リンク）
機械土工	（一社）日本機械土工協会	一覧
建築大工（工務店）	（一社）ＪＢＮ・全国工務店協会 全国建設労働組合総連合 （一社）全国住宅産業地域活性化協議会	工務店評価（外部リンク） 工務店評価Ｓ（一人親方等）（外部リンク）
鉄筋	（公社）全国鉄筋工事業協会	一覧（外部リンク）
とび・土工	（一社）日本建設躯体工事業団体連合会	一覧（外部リンク）
土工	（一社）日本機械土工協会	一覧
左官	（一社）日本左官業組合連合会	一覧
ＰＣ工事	（一社）プレストレスト・コンクリート工事業協会	一覧（外部リンク）
コンクリート圧送	（一社）全国コンクリート圧送事業団体連合会	一覧（外部リンク）
エクステリア	（公社）日本エクステリア建設業協会	一覧（外部リンク）
圧入	（一社）全国圧入協会	一覧（外部リンク）

評価企業は、評価実施機関ごとのリンク形式で掲載しており、リンク先で閲覧が可能

（国土交通省ホームページ）

専門工事企業の施工能力等の見える化の公表について

国土交通省

（公表イメージ）※公表形式は、評価実施機関ごとに異なる

国土交通大臣認定　左官工事業の施工能力等の見える化評価結果一覧

更新日	2026/9/3

評価実施日	事業所名 （HPがある場合はリンク）	代表者名	所在地	建設業許可番号または事業所ID	基礎情報 ☆～☆☆☆☆	施工能力 ☆～☆☆☆☆	コンプライアンス ☆～☆☆☆☆
2023/8/1	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	☆☆☆☆	☆☆☆☆	☆☆☆☆
2023/10/1	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	☆☆☆☆	☆☆☆☆	☆☆☆☆
2025/1/1	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	☆☆☆☆	☆☆☆☆	☆☆☆☆
2026/9/1	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	☆☆☆☆	☆☆☆☆	☆☆☆☆

> 鉄筋工事業 見える化評価基準 企業一覧

鉄筋工事業 見える化評価基準 企業一覧

全 308 件を表示

・5年間更新されていないデータはオレンジ色の背景で表示されます
・10年以上更新されていないデータは自動的に削除されます

申請日	事業者ID	事業者名	都道府県	住所	基礎情報	施工能力	ｺﾝﾌﾟﾗｲｱﾝｽ	評価シート
yyyy/mm/dd ～ yyyy/mm/dd			---		--	--	--	
2026/03/26	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	★★★	★★★★	★★★	詳細
2025/07/30	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	★★★	★★★	★★★	詳細
2025/06/12	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	★★★★	★★★★	★★★★	詳細
2025/05/20	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	★★★	★★★★	★★	詳細
2025/06/11	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	★★★★	★★	★★★	詳細
2025/04/22	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	★★★★	★★★★	★★★★	詳細

（参考）建設キャリアップシステム及び建設技能者の能力評価制度について

建設キャリアアップシステムの概要

国土交通省

目的

技能者の処遇

「建設キャリアアップシステム」は、技能者の資格や現場就業履歴等を業界横断的に登録・蓄積し、 技能・経験に応じた適切な処遇につなげようとするもの

人材確保

技能者の技能・経験に応じた処遇改善を進めることで、①若い世代がキャリアパスの見通しをもて 、②技能者を雇用し育成する企業に人が集まる建設業を目指す

生産性向上

また、社会保険加入の確認や施工体制の確認などの現場管理を効率化し、生産性向上を目指す

<建設キャリアアップシステムの概要>

技能者・事業者の登録

【技能者情報】
・本人情報
・保有資格
・社会保険加入　等



技能者にカードを交付

就業履歴の蓄積

工事情報を登録し、
カードリーダーを設置



技能者が現場入場の際に
カードタッチで履歴を蓄積



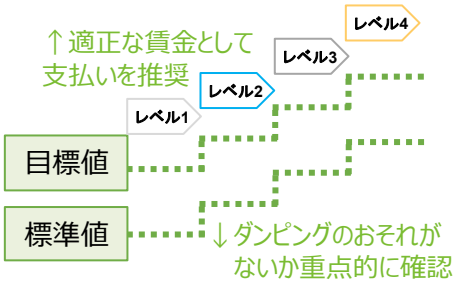
能力評価の実施

経験や資格に応じた
能力評価



経験・技能に応じた処遇

能力評価に応じた
適正な賃金支払い
（CCUSのレベルに応じた年収の
水準をブロック別、職種別に公表）



現場管理での活用

社会保険加入の確認、施工体制台帳の作成 など

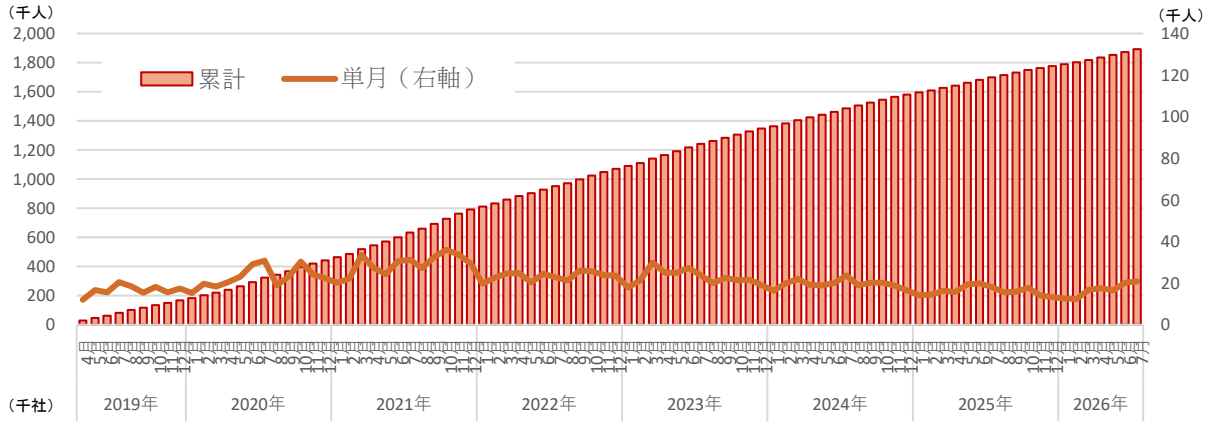
建設キャリアアップシステムの利用状況（2026年7月末）

国土交通省

技能者の登録数

189万人が登録

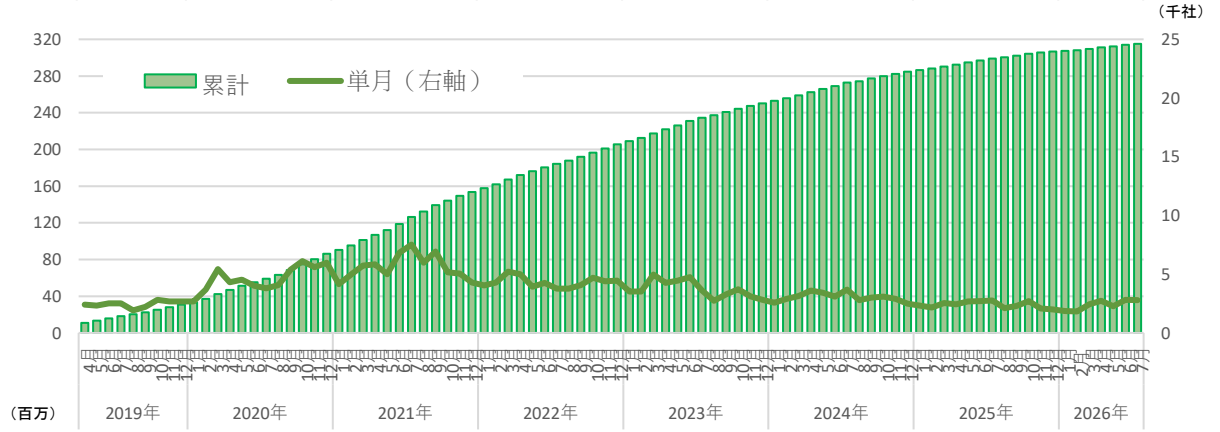
※労働力調査（R7）における建設業技能者数：296万人



事業者の登録数

31.5万社が登録

※うち一人親方は10.9万社

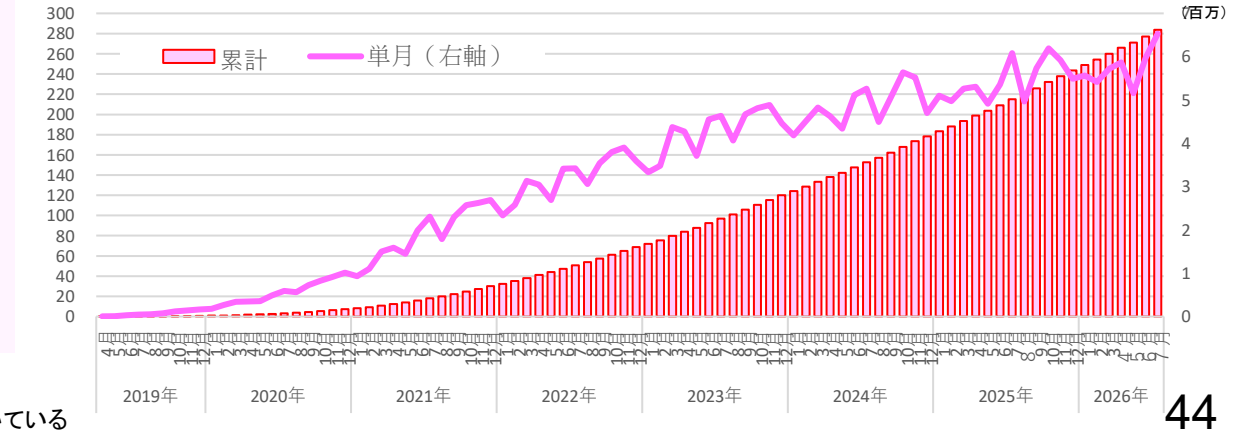


就業履歴数

現場での利用は増加傾向

累積就業履歴数　28,300万突破

※7月は652万履歴を蓄積



出所：建設業振興基金データより国土交通省

※事業者の登録数は、有効期限の更新をしなかった事業者の数を差し引いている

能力評価制度の概要

国土交通省

○ 建設キャリアアップシステムに登録される**技能者の資格と経験**をもとに、能力評価を実施。

○ 能力評価実施団体が策定した能力評価基準（国土交通大臣が認定した49分野）に基づき、
それぞれの分野の能力評価実施団体において実施。

建設キャリアアップシステムに技能者の資格と経験を蓄積

＜現場での能力・経験の蓄積＞



技能者情報のイメージ

	ID	123456789012
	氏名	建設 太郎
	生年月日	S55 1980/07/28
保有資格		
登録基幹技能者	型枠	2016.06.20
技能講習	玉掛け	2008.05.21
特別教育	ロープ高所作業	2005.11.09
社会保険加入状況		退職金共済
健保 ○	協会健保	建退共 ○
年金 ○	厚生年金	
雇用 ○		

◎ 経験　（就業日数）
◎ 知識・技能　（保有資格）
◎ マネジメント能力
（登録基幹技能者講習・職長経験）



技能者の技能レベルに応じた4段階のカードを発行



初級技能者（見習い）	中堅技能者（一人前の技能者）	職長として現場に従事できる技能者	高度なマネジメント能力を有する技能者（登録基幹技能者等）

能力評価基準の策定状況

技能者の能力評価は、国土交通大臣が認定した50分野の能力評価基準に基づき、
それぞれの分野の能力評価実施団体により実施

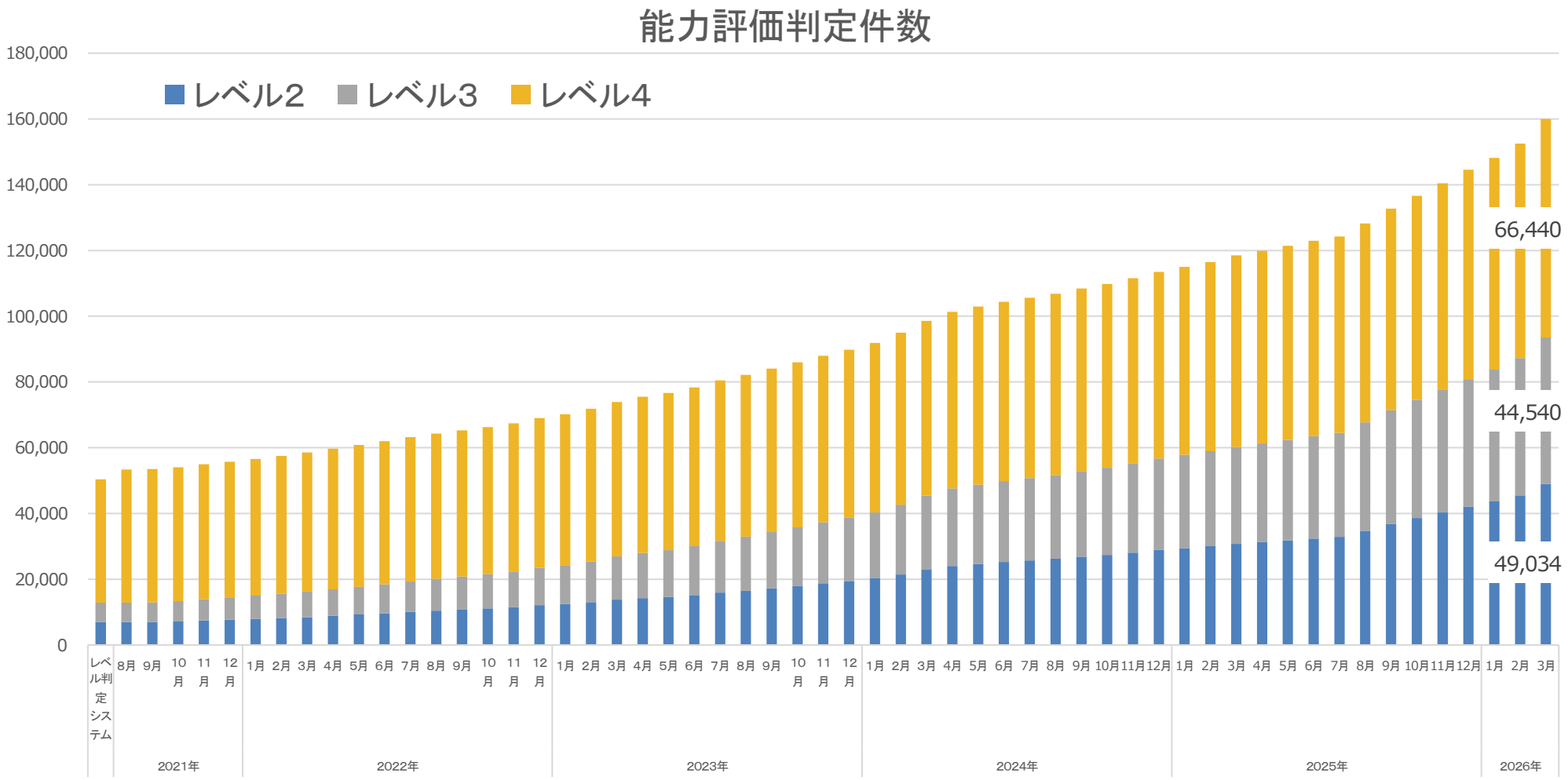
評価分野	能力評価実施団体
電気工事	（一社）日本電設工業協会
橋梁	（一社）日本橋梁建設協会
造園	（一社）日本造園建設業協会 （一社）日本造園組合連合会
コンクリート圧送	（一社）全国コンクリート圧送事業団体連合会
防水	（一社）全国防水工事業協会
トンネル	（一社）日本トンネル専門工事業協会
建設塗装	（一社）日本塗装工業会
左官	（一社）日本左官業組合連合会
機械土工	（一社）日本機械土工協会
海上起重	（一社）日本海上起重技術協会
ＰＣ	（一社）プレストレスト・コンクリート工事業協会
鉄筋	（公社）全国鉄筋工事業協会
圧接	全国圧接業協同組合連合会
型枠	（一社）日本型枠工事業協会
配管	（一社）日本空調衛生工事業協会 （一社）日本配管工事業団体連合会 全国管工事業協同組合連合会
とび	（一社）日本建設躯体工事業団体連合会 （一社）日本鳶工業連合会
切断穿孔	ダイヤモンド工事業協同組合
内装仕上工事	（一社）全国建設室内工事業協会 日本建設インテリア事業協同組合連合会 日本室内装飾事業協同組合連合会
サッシ・カーテンウォール	（一社）日本サッシ協会 （一社）建築開口部協会
エクステリア	（公社）日本エクステリア建設業協会
建築板金	（一社）日本建築板金協会
外壁仕上	日本外壁仕上業協同組合連合会
ダクト	（一社）全国ダクト工業団体連合会 （一社）日本空調衛生工事業協会
保温保冷	（一社）日本保温保冷工業協会
グラウト	（一社）日本グラウト協会

評価分野	能力評価実施団体
冷凍空調	（一社）日本冷凍空調設備工業連合会
運動施設	（一社）日本運動施設建設業協会
基礎ぐい工事	（一社）全国基礎工事業団体連合会 （一社）日本基礎建設協会
タイル張り	（一社）日本タイル煉瓦工事工業会
道路標識・路面標示	（一社）全国道路標識標示業協会
消防施設	（一社）消防施設工事協会
建築大工	全国建設労働組合総連合 （一社）ＪＢＮ・全国工務店協会 （一社）全国住宅産業地域活性化協議会 （一社）日本ログハウス協会 （一社）プレハブ建築協会
硝子	全国板硝子工事協同組合連合会 全国板硝子商工協同組合連合会
ＡＬＣ	（一社）ＡＬＣ協会
土工	（一社）日本機械土工協会
ウレタン断熱	（一社）日本ウレタン断熱協会
発破・破砕	（一社）日本発破・破砕協会
建築測量	（一社）全国建築測量協会
圧入	（一社）全国圧入協会
さく井	（一社）全国さく井協会
解体	（公社）全国解体工事業団体連合会
計装工事	（一社）日本計装工業会
土質改良	（一社）全国建設発生土リサイクル協会
潜函	日本圧気技術協会
住宅建築関連	（一社）ＪＢＮ・全国工務店協会 全国建設労働組合総連合 （一社）全国住宅産業地域活性化協議会
石材施工	全国建築石材工業会
斜面防災	（一社）斜面防災対策技術協会
道路等法面保護工事	（一社）全国特定法面保護協会
都市トンネル	（公社）日本推進技術協会
型枠解体	（一社）日本型枠工事業協会

これに加えて、現在、10以上の専門工事業団体から、個別に能力評価基準の策定、
又はその前段階となる「登録基幹技能者」の登録に係る相談を受付

能力評価累計判定件数の推移

国土交通省



約16万人が能力評価レベルの認定を受けている。

経営事項審査における建設キャリアアップシステムに係る加点

国土交通省

○ CCUSを活用して技能者の育成を行う企業や、就業履歴蓄積環境の整備に取り組む企業を、経営事項審査において加点

レベル3・4の技能者の数に応じた加点（技術職員点数（Z1）、R2.4～）

○ 建設キャリアアップシステムにおいて、**レベル4、3と判定された者の数**に応じて評点を付与
※技能士１級や登録基幹技能者でなくても加点

レベル2以上にアップした技能者の割合に応じた加点（知識・技術技能の向上の取組（W1-5）、R3.4～）

○ 審査基準日以前3年間において、建設キャリアアップシステムで**レベル2以上にアップした建設技能者の割合**に応じて評点を付与（**最大10点**）
※技術者については、一人当たりの継続教育（CPD）プログラムの受講単位数に応じて評点を付与。

建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況（W1-7、R5.8～）

○ 審査基準日以前１年以内に発注者から直接請け負った建設工事について、以下の全ての措置を講じている場合に加点
① CCUS上での現場・契約情報の登録
② 建設工事に従事する者がカードリーダー等によりCCUS上に就業履歴を蓄積できる体制の整備
③ 経営事項審査申請時に様式第6号に掲げる誓約書の提出

民間工事を含む全ての建設工事で実施した場合	10点
全ての公共工事で実施した場合	5点

※R8.7～「建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況」の配点見直し。

建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度の宣言の有無（W1-8、R8.7~）

○ 審査基準日以前に「建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度」の宣言を行い、経営事項審査申請時に審査基準日時点で有効な宣言書と、様式第7号に掲げる誓約書を提出している場合に加点

CCUSの能力評価等を活用した処遇改善の取組例

国土交通省

1. レベルに応じた手当支給

①谷脇組（北海道）

自社の技能者を対象に、CCUSレベルに応じた「キャリアアップ手当」を支給。

（月額）

レベル	キャリアアップ手当
4（金）	20，000円
3（銀）	15，000円
2（青）	10，000円
1（白）	5，000円

②大和ハウス工業（大阪）

協力会社の技能者を対象に、CCUSレベルと独自の評価制度を組み合わせ手当を支給。

CCUS レベル	①技能者キャリアアップ制度（事業所負担）	②優秀技能者認定制度（事業所負担）	①に該当し②に認定された場合（最大）
レベル4（ゴールド）（マネジメントレベル）	200円／日	1，800円／日	2，000円／日
レベル3（シルバー）（職長レベル）	100円／日	900円／日	1，000円／日
レベル2（ブルー）（中堅技能者）	50円／日	450円／日	500円／日
レベル1（ホワイト）（見習い）	0円／日	0円／日	0円／日

③松井建設（東京）

一定回数以上CCUSへ就業履歴を蓄積した技能者を対象に、CCUSレベルに応じて報奨金を支給（四半期毎）。

レベル	報奨金
4（金）	15,000円
3（銀）	12,000円
2（青）	10,000円
1（白）	5,000円

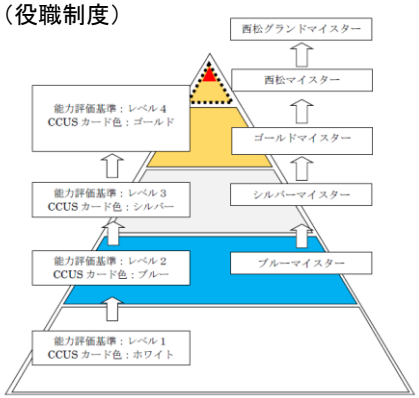
【その他実施している企業】
鴻池組、東急建設　等

2. 独自の評価・手当制度の要件等として活用

○西松建設（東京）

協力会社の技能者を対象に、CCUSレベルを考慮し認定される優良技能者制度を導入。
認定された役職に応じ、CCUSの就労履歴の日数に基づき算出される手当を支給。

（役職制度）



※役職認定には、CCUSレベルのほか、 資格や表彰実績等も考慮。

（手当制度）

役職	単価
西松グランドマイスター	日当5,000円
西松マイスター	日当3,000円
ゴールドマイスター	日当2,000円
シルバーマイスター	日当1,000円
ブルーマイスター	日当500円

【その他実施している企業】
清水建設、鹿島建設、奥村組、熊谷組、松村組、竹中土木、大成建設、長谷工コーポレーション、富士ピー・エス、村本建設 等

3. 昇給・昇格の要件として活用

○フクザワコーポレーション（長野）

自社の技能者の昇格基準として、CCUSレベルを設定。

（昇格基準）

CCUS	階層	役職	職務基準
4	管理	部長	経営者補佐し業務遂行、会社全体の方針・政策立案 等
		担当部長	全工事の施工要領を把握し合理的に工事を遂行 等
3	中堅	課長	大型工事等の現場管理や工法等の提案が優れている 等
		担当課長	施工管理者と大型工事等の現場管理等を協議できる 等
		係長	上司を補佐し、作業班への指示・指導業務を遂行 等
		担当係長	適切な判断、アクシデントへの対処、改善・提案能力 等
2	一般	主任	条件に基づいて作業班へ作業指示 等
		担当主任	加工手順や加工場所を作業班に指示 等
		職長	数名の作業班を率いて、職務遂行 等
1	3年目		指示された仕事を作業手順に基づき実施 等
	2年目		指導を受けながら職務を遂行 等
	1年目		特別教育などを取得 等

【その他実施している企業】
岡庭建設　等

4. 建退共掛金負担

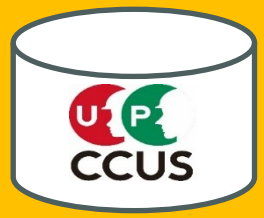
多くの企業において、協力会社の技能者について、CCUSに登録している場合は、建退共掛金を全額負担。

建設業政策におけるCCUSの位置づけ・利活用

■ CCUSを取り巻く環境は、１． 第３次・担い手三法の施行、２． 育成就労制度の導入、３． 建退共制度の見直しにより、**本格運用開始以来の大変革期**を迎えている。

■ CCUS**能力評価の位置付けは大幅に強化**され、**業界共通のインフラ**としての役割はより一層重要に。

建設キャリアアップシステム（CCUS）







１．第３次・担い手三法の施行

○ 建設業者に対し、労働者の**知識、技能等の評価に基づく賃金支払い**等を行うことを努力義務化

労務費に関する基準

①「CCUSレベル別年収」

○ 「目標値」と「標準値」の２つの水準の値を設定
○ 「目標値」を**適正な賃金としての支払いを推奨**
○ 「標準値」を下回る支払いは、労務費のダンピングの恐れがないか重点的に確認



②「自主宣言制度」

○ **CCUS活用**が必須項目の１つ
○ 雇用する**技能者のCCUS詳細型登録**が必須
○ 自主宣言を行うことで経審において加点



２．育成就労制度の導入

○ 育成就労も、**企業はCCUSを登録、労働者はCCUSに登録していることが必須**
○ 技能実習に比べ、**キャリアパスとしての活用**がより重要に
○ 「外国人就労管理システム」、入管庁の「在留情報」と**CCUSを連携**

３．建退共制度の見直し

○ 建退共の**電子申請システムとの連携**により、**CCUSタッチで建退共掛金が蓄積**
○ 退職金1,000万円以上を目指して、**複数掛金制度においてCCUSレベル**の活用を検討

（３）建設業許可

○建設業許可制度（概要）

国土交通省

✓ 建設業許可は、建設業法第７条に規定の「許可要件」４つを備え、同法８条に規定の「欠格要件」に該当しないこと

許可制度

許可要件

経営の安定性

経営業務の管理を適正に行う能力
①許可を受けようとする建設業に関し５年以上経営業務の管理責任者としての経験を有する常勤役員等を置かなければならない。
②適正な社会保険に加入していること。

財産的基礎
※請負契約を履行するに足りる財産的基礎又は金銭的信用を有していること。

技術力

営業所技術者等の設置
※その営業所ごとに、建設工事の施工に関する一定の資格又は経験を有する技術者で専任のものを置かなければならない。

適格性

誠実性
※役員等が請負契約に関して不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかな者でないこと。

許可の区分

２９業種※
業者数（R8.3末現在）
483,823業者

	大臣許可	知事許可
特定建設業許可 元請として5,000万円以上の下請契約を締結して工事を施工する者 ※建築一式工事の場合は8,000万円以上	２以上の都道府県の区域内に営業所設置	１の都道府県の区域内にのみ営業所を設置
一般建設業許可 特定建設業許可以外		

許可不要

1件の請負代金の額が500万円未満の建設工事

※建築一式工事の場合は、１件の請負代金が 1,500万円未満の建設工事
または
延べ面積 150㎡未満の木造住宅工事

欠格要件

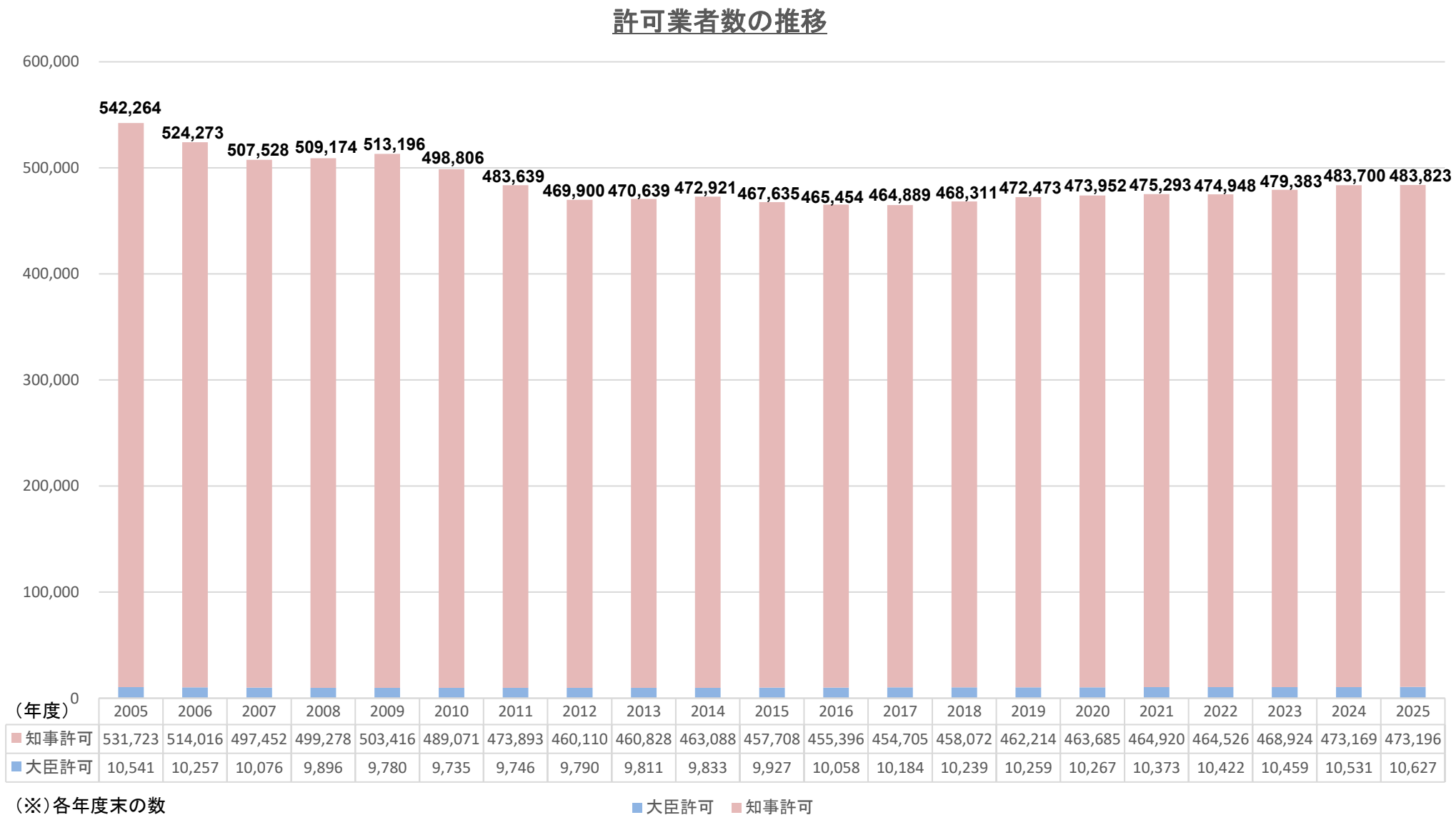
○許可取消から一定期間を経過しない者
○刑に処せられ、その刑の執行を終え、一定期間を経過しない者
○法人でその役員が破産者で復権を得ない者　　など

※29業種（建設業の種類）

土木一式工事	建築一式工事	大工工事	左官工事	とび･土工･コンクリート工事
石工事	屋根工事	電気工事	管工事	タイル･れんが･ブロック工事
鋼構造物工事	鉄筋工事	舗装工事	しゆんせつ工事	板金工事
ガラス工事	塗装工事	防水工事	内装仕上工事	機械器具設置工事
熱絶縁工事	電気通信工事	造園工事	さく井工事	建具工事
水道施設工事	消防施設工事	清掃施設工事	解体工事	

許可業者数の推移

国土交通省



（年度）	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025
知事許可	531,723	514,016	497,452	499,278	503,416	489,071	473,893	460,110	460,828	463,088	457,708	455,396	454,705	458,072	462,214	463,685	464,920	464,526	468,924	473,169	473,196
大臣許可	10,541	10,257	10,076	9,896	9,780	9,735	9,746	9,790	9,811	9,833	9,927	10,058	10,184	10,239	10,259	10,267	10,373	10,422	10,459	10,531	10,627

（※）各年度末の数

許可を受ける行政庁
・2以上の都道府県の区域内に営業所を設けて営業をしようとする場合：国土交通大臣
・1の都道府県の区域内にのみ営業所を設けて営業をしようとする場合：当該営業所の所在地を管轄する都道府県知事

許可基準の概要

○　建設業法における許可制度の要件は以下４点から構成される。

（１）経営の安定性

①経営能力（常勤役員等・保険加入）

…建設業は一品ごとの注文生産であり、一つの工事の受注ごとにその工事の内容に応じて資金の調達、資材の購入、技術者及び労働者の配置、下請負人の選定及び下請契約の締結を行わなければならず、また工事の目的物の完成まで、その内容に応じた施工管理を適切に行うことが必要であることから、適正な建設業の経営を行うため課せられている要件。加えて、建設業者の適正な経営の観点から、法令上加入が義務付けられている保険への加入を要件

②財産的基礎（請負契約を履行するに足りる財産的基礎・金銭的信用）

…建設業の営業を行うには、資材の購入、労働者の募集、機械器具又は仮設機材の購入等工事の着工のためにかなりの準備資金を必要とするところ、適切な営業活動を行い、建設工事の適正な施工を確保するためには、営業に当たってある程度の資金を確保していることが必要との観点から課せられている要件

（２）技術力

③業種ごとの技術力（営業所技術者等）

…建設業に関する営業の中心は各営業所にあることからみて、建設工事に関する請負契約の適正な締結及びその履行を確保するためには、各営業所ごとに許可を受けて営業しようとする建設業に係る建設工事についての技術者を置くことが必要であり、そこに置かれる者は常時その営業所に勤務していることが適切であることから課せられている要件

（３）適格性

④誠実性（役員や使用人等の、請負契約に関する不正・不誠実さの排除）

…建設業の営業は注文生産であるためその取引の開始から終了までに長い期日を要すること、前払などによる金銭の授受が慣習化していること等により、いわば信用を前提として行われるものであり、請負契約の締結やその履行に際して不正又は不誠実な行為をするような者に営業を認めることはできないことから課せられている要件

※このほか、法第８条において、暴力団排除等の欠格要件あり

①経営能力／「適正な経営業務の管理」 基準

国土交通省

法第７条第１号の省令で定める基準→　建設業者として、下記のいずれかの体制を有すること

R１に改正

常勤役員（個人である場合はその者又はその支配人）のうち１人が、次のいずれかに該当するであること。



○　建設業に関し５年以上の経営業務の管理責任者としての経験を有する者であること。

○　建設業に関し経営業務の管理責任者に準ずる地位にある者（経営業務を執行する権限の委任を受けた者に限る。）としての５年以上経営業務を管理した経験を有する者であること。

○　建設業に関し経営業務の管理責任者に準ずる地位にある者としての6年以上経営業務の管理責任者を補助する業務に従事した経験を有する者であること。

※建設業の種類ごとの区別は廃止し、建設業の経験として統一

常勤役員

（個人である場合はその者又はその支配人）のうち１人が、次のいずれかに該当するものであること。



A　建設業に関し、二年以上役員等としての経験を有し、かつ、五年以上役員等又は役員等に次ぐ職制上の地位にある者（財務管理、労務管理又は業務運営の業務を担当するものに限る。）としての経験を有する者

B　五年以上役員等としての経験を有し、かつ、建設業に関し、二年以上役員等としての経験を有する者

＋

常勤役員を直接に補佐する者

として下記をそれぞれ置くものであること。



財務管理の経験



労務管理の経験



運営業務の経験

について、直接に補佐する者になろうとする建設業者又は建設業を営む者において５年以上の経験を有する者

※　上記は一人が複数の経験を兼ねることが可能

【参考】経営業務の管理責任者等

国土交通省

○　建設業は一品受注生産であり、一つの工事の受注ごとにその工事の内容に応じて資金の調達、資材の購入、技術者の配置、下請負人の選定・契約締結を行わなければならず、また工事の目的物の完成まで、その内容に応じた施工管理を適切に行うことが求められる。そのため、建設業者は、建設業に係る経営業務の管理を適正に行うに足りる能力を有していることが必要。

○建設業法施行規則　（昭和２４年建設省令第１４号）（抄）

第七条　法第七条第一号の国土交通省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　次のいずれかに該当するものであること。

イ　常勤役員等のうち一人が次のいずれかに該当する者であること。

（１）　建設業に関し五年以上経営業務の管理責任者としての経験を有する者

（２）　建設業に関し五年以上経営業務の管理責任者に準ずる地位にある者（経営業務を執行する権限の委任を受けた者に限る。）として経営業務を管理した経験を有する者

（３）　建設業に関し六年以上経営業務の管理責任者に準ずる地位にある者として経営業務の管理責任者を補佐する業務に従事した経験を有する者

ロ　常勤役員等のうち一人が次のいずれかに該当する者であつて、かつ、財務管理の業務経験（許可を受けている建設業者にあつては当該建設業者、許可を受けようとする建設業を営む者にあつては当該建設業を営む者における五年以上の建設業の業務経験に限る。以下このロにおいて同じ。）を有する者、労務管理の業務経験を有する者及び業務運営の業務経験を有する者を当該常勤役員等を直接に補佐する者としてそれぞれ置くものであること。

（１）　建設業に関し、二年以上役員等としての経験を有し、かつ、五年以上役員等又は役員等に次ぐ職制上の地位にある者（財務管理、労務管理又は業務運営の業務を担当するものに限る。）としての経験を有する者

（２）　五年以上役員等としての経験を有し、かつ、建設業に関し、二年以上役員等としての経験を有する者

ハ　国土交通大臣がイ又はロに掲げるものと同等以上の経営体制を有すると認定したもの。

○建設業許可事務ガイドライン

法人である場合においてその役員のうち常勤であるもの、個人である場合にはその者等

- 業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者
 ※執行役員は個別判断
- 主たる事務所において勤務を要しない日を除き一定の計画のもとに毎日所定の時間中、その職務に従事している者

取締役や支店長等の営業取引上対外的に責任を有する地位にあって、経営業務の執行等の建設業の経営業務について総合的に管理した経験

取締役会の決議により業務執行権限の委譲を受ける者として選任され、取締役会で定められた業務執行方針に従って、業務執行に専念した経験

建設工事の施工に必要とされる資金の調達、技術者及び技能者の配置、下請業者との契約の締結等の経営業務全般について、従事した経験

建設業法施行規則	第7条第1号イ(1)	第7条第1号イ(2)	第7条第1号イ(3)	第7条第1号ロ(1)	第7条第1号ロ(2)
経験期間の地位	建設業に関する経営業務の管理責任者	建設業に関する経営業務の管理責任者に準ずる地位		建設業の役員等又は役員等に次ぐ職制上の地位	役員等（建設業以外を含む）
経験の内容	経営業務の管理責任者としての経験	執行役員等として経営業務を管理した経験	経営業務の管理責任者を補佐する業務に従事した経験	役員等に次ぐ職制上の地位の場合は財務管理・労務管理・業務運営のいずれかの業務の経験	役員等又は役員等に次ぐ職制上の地位にある者としての経験
必要経験年数	5年以上		6年以上	5年以上（建設業の役員等の経験2年以上含む）	
常勤役員等を直接補佐する者				建設業の財務管理・労務管理・業務運営についてそれぞれ業務経験5年以上の者	

①経営能力／『適正な経営業務の管理』基準

国土交通省

R１に改正

適正な社会保険への加入を許可要件とする

健康保険

厚生年金保険

適用事業所に該当する全ての営業所について、その旨を届け出ていること

雇用保険

適用事業の事業所に該当する全ての営業所について、その旨を届け出ていること

※許可要件としては適用事業所に該当する全ての事業所について、また、適用事業に該当する全ての適用事業についてその旨を届け出ていることを要件とし、労働者ごとの加入までは要件としないこととする。

適用事業所とは
・土木、建築その他の工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊、解体又はその準備の事業を行う事業所で常時５人以上の従業員を使用するもの
・法人の事業所であって、常時従業員を使用するもの

適用事業とは
・労働者が雇用される事業

②『財産的基礎』基準

○一般建設業（●法第7条　●平成13年国総建第97号　●平成13年国総建第99号）

判断基準／次の**いずれか**に該当することが必要。

イ　自己資本の額が５００万円以上であること
ロ　５００万円以上の資金を調達する能力を有すること
ハ　許可申請直前の過去５年間許可を受けて継続して営業をした実績を有すること

○特定建設業

（●法第15条 ●令第5条の4 ●平成13年国総建第97号 ●平成13年国総建第99号 ●平成12年建設省経建発建第111号）

8,000万円以上の請負契約を履行するに足りる財産的基礎が必要

⇒判断基準／次の**すべて**に該当することが必要。

イ　欠損の額が資本金の額の２０パーセントを超えていないこと
ロ　流動比率が７５パーセント以上であること
ハ　資本金の額が2,000万円以上であり、かつ、自己資本の額が4,000万円以上であること

※特定建設業については、民事再生手続き中等の経営再建中の企業に係る特例措置がある。

※本基準に適合するか否かは当該許可を行う際に判断するものであり、許可をした後にこの基準を適合しないこととなっても直ちに当該許可の効力に影響を及ぼすものではない。

③技術力／『営業所技術者等』基準

建設業の営業所ごとに、以下の者を配置

（Point①）
専任であること（営業所に常勤して専らその職務に従事する者であること）

（Point②）
一定の技術要件を有する者であること

＜一般建設業＞ 法第７条

ア　１級、２級の国家資格者
（規則第７条の３等で規定）

イ　一定以上の実務経験者
①大卒（指定学科）　3年以上
②高卒（指定学科）　5年以上
③上記以外　10年以上

ウ　国土交通大臣認定者

＜特定建設業＞ 法第15条

ア　１級の国家資格者
（昭和63年告示第1317号で規定）

イ　一般建設業の技術要件を満たし、かつ２年以上の指導監督的実務経験（4,500 万以上の工事）を有する者（指定建設業以外）

ウ　国土交通大臣認定者

※指定７業種（土木、建築、電気、管、鋼構造、舗装、造園）について、特定建設業の許可を受けようとする場合は、１級等の国家資格者又は大臣が特別に認定した者に限る。

2種類の工事実務経験

① 実務経験

・建設工事の施工に関する技術上のすべての職務経験

・見習い期間は含むが、雑務は含まれない

② 指導監督的実務経験

・発注者から直接請け負った建設工事に関する経験

・4,500万円以上の元請工事において、現場主任者等の立場で工事の技術面を総合的に指導監督した経験

【参考】営業所技術者等の専任工事現場の技術者兼務（R6.12施行）

国土交通省

○営業所技術者等に関して、生産性向上に資するため、情報通信機器を活用する等の一定の要件に合致する専任工事について、営業所技術者等が当該工事の監理技術者等の職務を兼務できる改正を実施。（建設業法第26条の5）

営業所

技術者

・営業所に専任で置かれる技術者は、営業所における請負契約の締結・履行の業務を管理（第７条、第15条）

改正後

＜特定建設業の場合＞

営業所

特定営業所技術者

兼務可

専任工事※

監理技術者
or
主任技術者

＜一般建設業の場合＞

営業所

営業所技術者

兼務可

専任工事※

主任技術者

※請負代金の額が4,500万円以上（建築一式工事は9,000万円以上）の場合に、監理技術者等の専任配置が必要

【兼務の要件】

○請負金額
1億円（建築一式工事の場合は 2億円）未満

○兼任現場数
1工事現場

○営業所と工事現場の距離
1日で巡回可能かつ移動時間が概ね2時間以内

○下請次数
3次まで

○連絡員の配置
監理技術者等との連絡その他必要な措置を講ずるための者の配置
（土木一式工事又は建築一式工事の場合は、当該建設工事の種類に関する実務経験を1年以上有する者）

○施工体制を確認できる情報通信技術の措置

○人員の配置を示す計画書の作成、保存等

○現場状況を確認するための情報通信機器の設置

補：運用の詳細や留意事項は、「監理技術者制度運用マニュアル」にて規定

④『誠実性』基準

法第7条(一般建設業)　法第15条(特定建設業)

許可を受けようとするその法人、個人、役員等、令３条使用人が、請負契約に関して不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかな者でないこと。

不正な行為	請負契約の締結又は履行の際における詐欺、脅迫、横領等法律に違反する行為
不誠実な行為	工事内容、工期、天災等不可抗力による損害の負担等について請負契約に違反する行為

※関連法令違反者も該当

建築士法、宅地建物取引業法等の規定により不正又は不誠実な行為を行ったことをもって免許等の取消処分を受け、その最終処分から５年を経過しない者も、原則としてこれに該当。（GL）

欠格要件

法第８条(一般建設業)　令第３条の２　法第１７条(特定建設業)

① 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
② 建設業許可の取消しの日から5年を経過しない者
③ 許可の取消しの処分に係る通知があった日から、当該処分があった日までの間に廃業届出をした者で、当該届出の日から5年を経過しないもの
④ ③に規定する期間内に廃業届出があった場合において、許可取消処分の通知の前60日以内に法人の役員、使用人等であった者で、当該届出の日から5年を経過しないもの
⑤ 営業停止の期間が経過しない者
⑥ 許可を受けようとする建設業について営業を禁止され、その禁止の期間が経過しない者
⑦ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
⑧ 建設業法、建設工事の施工若しくは建設工事に従事する労働者の使用に関する法令の規定（※）、暴力団対策法に違反したことにより、又は刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から5年を経過しない者
※政令において、建築基準法、盛土規制法、都市計画法、景観法、労働基準法、職業安定法、労働者派遣法を規定
⑨ 暴力団員等（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む）
⑩ 心身の故障により建設業を適正に営むことができない者
⑪ 未成年者で、その法定代理人が①～⑩又は⑫のいずれかに該当するもの
⑫ 法人で、その役員等又は政令で定める使用人のうちに、①～④、⑥～⑩のいずれかに該当する者のあるもの
⑬ 個人で、政令で定める使用人のうちに、①～④又は⑥～⑩のいずれかに該当する者のあるもの
⑭ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

※　許可申請書や添付書類中に重要な虚偽記載や事実不告知がある場合は許可が拒否される

（令和5年9月19日）【抜粋】

Ⅲ．今後さらに検討すべき事項

今回の基本問題小委員会においては、現下の建設業における喫緊の課題として、請負契約の透明化による適切なリスク分担、適切な労務費等の確保や賃金行き渡りの担保、魅力ある就労環境を実現する働き方改革と生産性向上について、早急に講ずべき施策の方向性を審議したところである。

一方で、とりまとめの対象となった事項以外にも、今回の審議の過程において一部議論に上がった重要な事項がある。例えば、

- 重層下請構造に起因して非効率や技能労働者への不利益が発生していないか。また、実態を踏まえて建設業許可の合理化をどう考えていくか。
- 繁閑に応じた労働力の需給調整のあり方や、多能工の評価のあり方についての考え方やルールの整理。
- 建設業の許可を要しない小規模工事について、それらに従事する者も含めた実態把握や適切な管理方策のあり方。

といった事項についても、それぞれの実態把握やあるべき方向性について、今後検討を行っていくことが望ましい。

今回のとりまとめでは、建設業法等の改正も視野に早急に講じるべき施策についての方向性を示した。本とりまとめを踏まえ、関係する法令の改正など速やかに取り組むとともに、制度の詳細や運用のルールに関する検討を引き続き行うことを強く要請する。同時に、公共工事における発注ルールなども含む各種制度やルールについて、建設業を巡る現下の状況を踏まえた見直しや検討が行われ、持続可能な建設業の実現に向け、官民一体となって不断の努力が継続されることを期待する。

2. 企業評価に係るこれまでの議論等

（１）今後の建設業政策のあり方に関する勉強会とりまとめ

3(２)目指すべき産業の姿

第１回持続的な成長産業としての建設業のあり方に関する検討会
（令和８年７月９日）資料3より抜粋

①「人を大事にする」産業 ⇒ 労働市場から信頼され、評価され、選ばれる産業へ

建設業で働く人について、その能力の評価に応じた高い処遇やライフステージに応じた柔軟な働き方を実現し、女性や若者を含むあらゆる人材が最大限活躍でき、働きがいのある職業として労働市場から信頼され、評価され、選ばれる産業を目指す必要がある。

② 真に「経営力」のある産業 ⇒ 取引先等ステークホルダーから信頼される産業へ

人材投資やDX投資等を企業規模に応じて適切に実施し、高い生産性を実現するとともに、高い労働分配率を実現できる適切な経営戦略を構築し、企業として「良い仕事」を続け、取引先や地域社会を含むステークホルダーから信頼される産業を目指す必要がある。

③「未来に続く」産業 ⇒ 成長産業として発展を続ける建設業へ

業界全体の透明性や生産性を向上させ、建設業のイメージアップとアップデートを図ることにより、女性や若者を含むあらゆる人材が将来を託せる、成長産業として発展を続ける産業を目指す必要がある。

3(３)必要な政策の方向性 ※主要なものを抜粋

第１回持続的な成長産業としての建設業のあり方に関する検討会（令和８年７月９日）資料3より抜粋

①「人を大事にする」産業

○更なる処遇改善
- 労務費の確保・行き渡りの徹底
- 月給制への転換
- 建設業退職金共済制度の充実（複数掛金制度導入、電子ポイントの活用促進等）
- CCUSの活用の徹底

○働き方等の見直し
- 変形労働時間制度等の徹底的な活用
- より柔軟な働き方や労働力の融通について関係者間での検討の加速

○人材育成の取組強化
- 業界全体で人材育成をサポートする体制整備
- AI時代も見据えたリスキリング等の充実

○技術者制度について「現場単位での最適化」等の観点からの見直し

○外国人材の適正な受入れ、地域との共生

② 真に「経営力」のある産業

○地域建設業の経営力等の強化
- 経営力強化に資する情報の経営者への発信
- 各社の経営力向上の取組に対する業界団体のサポート強化
- 第三次担い手３法の徹底。公共事業予算の安定確保。民間資金を含む柔軟な資金調達

○規模のメリット（企業統合、ホールディングス化等）
- 企業統合等に支障となる制度等の見直し
- 事業承継へのサポート強化（関係機関と　連携したマッチング支援等）

○民間工事も含めた業界全体での生産性向上
- AI・デジタル技術の積極活用、技術開発・　投資の促進
- 書類事務の簡素・効率化、システム連携等

○海外への事業展開に取り組む中小事業者等への支援

③「未来に続く」産業

○重層下請構造の改善
- 産業政策として取り得る選択肢の検討

○業界慣行の不断の見直し

○女性や若者等への情報発信・イメージ改善
- DX等により働きやすくなった建設業の実態や魅力、やりがいなどの発信を強化

○災害時・物価上昇時等におけるコストプラスフィー契約の導入の検討

○公共発注のあり方の検討

○民間工事に関する発受注者間のコミュニケーションの充実

（3）必要な政策の方向性

（抄）

④企業評価のあり方

建設業に対する公的な評価については、現在、経営事項審査や、5年ごとの建設業許可の更新（取得）のタイミングでの評価等が存在している。例えば、経営事項審査においては、受注工事の確実な完成を担保する観点から経営規模や経営状況、技術力を評価するとともに、担い手の確保や地域の守り手としての取組については「その他の…客観的事項」（建設業法第27 条の23 第2項第2号）として評価を行っている。また、建設業許可においては、不良不適格業者の参入を排除する観点から、経営能力、財産的基礎、技術力、欠格要件等を評価している。さらに、専門工事企業の施工能力等を評価する仕組として、専門工事企業の施工能力等の見える化評価制度や、適正な労務費の支払等に関する自主宣言制度が整備されている。**「人を大事にする」産業、真に「経営力」のある産業、「未来に続く」産業という、建設業が目指すべき産業の姿を実現していくに当たって、企業評価は有効な政策ツールとなり得るものである**。このため、企業としての財務的な健全性等に限らず、**労働市場から選ばれ、また、取引先や地域社会から信頼される企業が適切に評価されるよう、現行制度を検証の上、建設業の目指すべき方向性を実現する観点から、実効的な評価のあり方について検討すべき**である。

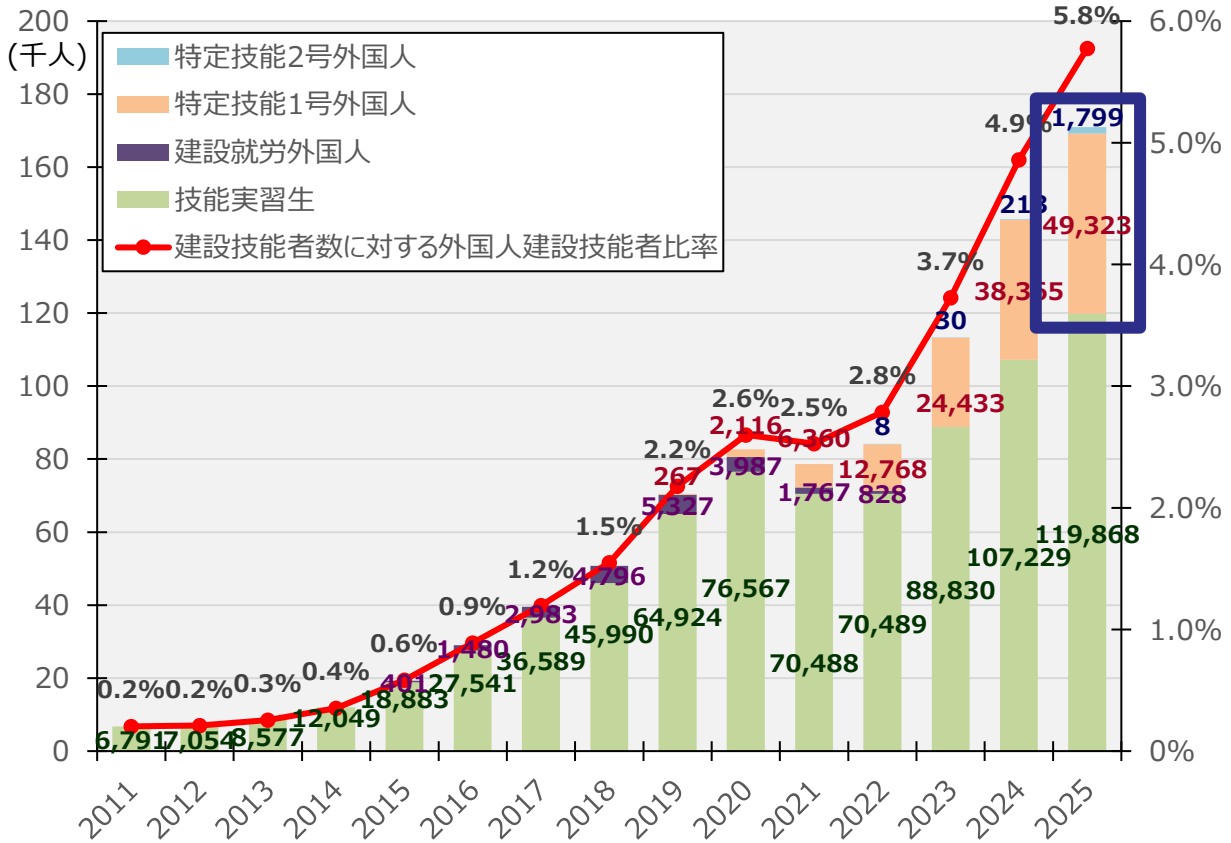
その際、例えば、企業としての成長性、処遇改善の取組（賃金の水準や制度等）、労務管理や従業員教育等の企業経営に関して必要とされる能力、DX推進等の生産性向上の取組、所属する技術者の能力・実績など、**新たに評価すべき項目を検討すべき**である。加えて、評価結果に対するニーズや関心を踏まえ、例えば、公共工事・民間工事を問わず評価結果の更なる活用、民間工事を受注する企業や専門工事企業も対象とした評価のあり方、評価を受けた企業の公表など、企業評価を活用する領域や対象とする企業の拡大等、**評価制度自体の活用促進についても検討が必要**である。

（２）建設分野における外国人材受入に係る措置

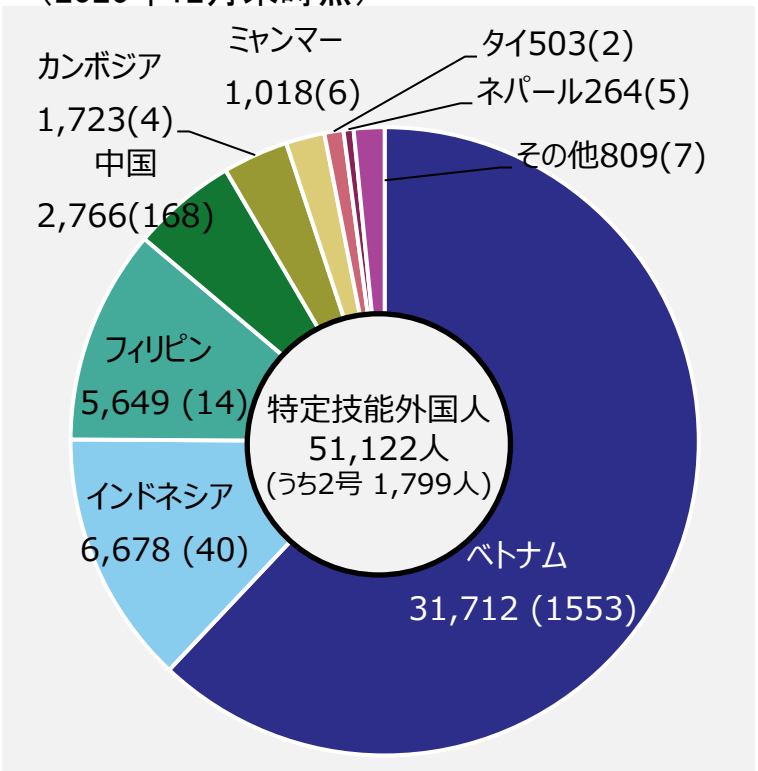
建設分野の外国人技能者の受入状況

○ 建設分野の外国人技能者は約17万人（建設技能者全体の約6%）
○ 在留資格別では、技能実習が約12万人、特定技能が約5万人

外国人技能者の推移



国籍・地域別特定技能在留外国人数
（2025年12月末時点）



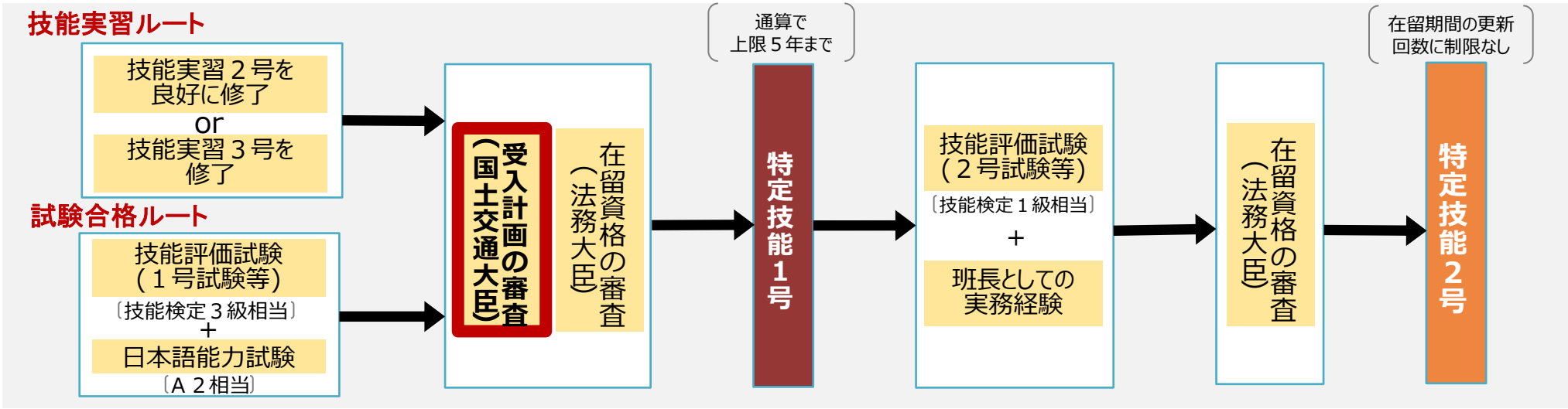
※出所　以下公表値を基に国土交通省で作成（外国人建設技能者数は特定技能外国人、技能実習生、建設就労外国人を合計した人数）
・全建設技能者数　：総務省「労働力調査」（暦年平均）をもとに国土交通省で作成
・特定技能外国人数　：入管庁の公表資料「特定技能在留外国人数」（在留者数推移グラフにおける数値は各年度末時点又は各年12月末時点）
・技能実習生数　：厚生労働省「外国人雇用状況」の届出状況まとめ（各年10月末時点）
・外国人建設就労者数　：国土交通省による集計（各年度末時点、2015年度から2022年度まで）

特定技能制度における上乗せ措置

国土交通省

○ 建設分野における特定技能制度では、業種横断の基準に加え、建設分野の特性を踏まえた独自の上乗せ措置として、建設特定技能受入計画の認定や建設業許可の取得、月給制による給与支払い、建設キャリアアップシステムへの登録等を要件としている

建設分野における就労開始までの流れ



建設分野における上乗せ措置

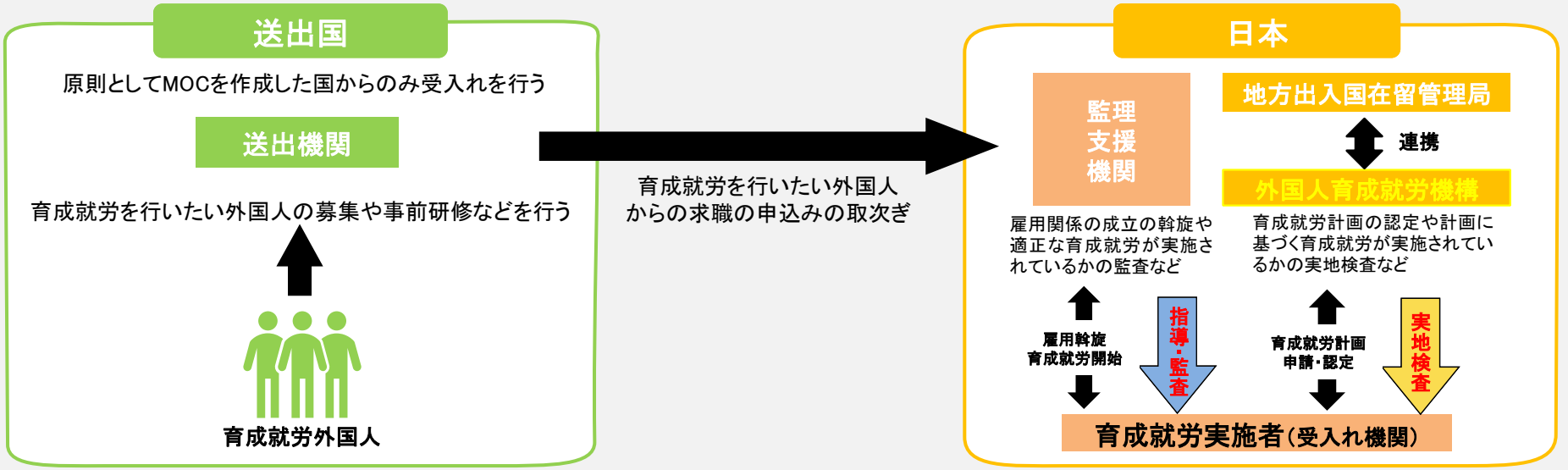
受入企業	処遇	受入れ枠	その他
• 建設特定技能受入計画の認定の取得 • 建設業法第３条に基づく許可の取得 • 建設キャリアアップシステム登録（受入企業） • 特定技能外国人受入事業実施法人への加入	• 建設キャリアアップシステム登録（1号特定技能外国人） • 日本人と同等以上の報酬の安定的支払い（月給制）、技能の習熟に応じた昇給 • 母国語等での書面を用いた重要事項の説明 • 受入後講習の受講（労働安全衛生に関するオリエンテーションを含む）	• 1号特定外国人の数が常勤職員の総数を超えないこと（優良な育成就労実施者である場合を除く）	• 建設工事において元請企業の指導に従うこと • 国土交通大臣や適正就労監理機関への必要な協力 • 指導、勧告、社名公表、受入計画の認定取消しの措置 等

※1 下線部は、令和9年4月1日から新たに追加となる上乗せ措置
※2 一般社団法人 建設技能人材機構（JAC）が特定技能外国人受入事業実施法人として登録 ※3 一般財団法人 国際建設技能振興機構（FITS）が適正就労監理機関として認められている

育成就労制度における上乗せ措置

○ 建設分野における育成就労制度では、業種横断の基準に加え、建設分野の特性を踏まえた独自の上乗せ措置として、建設業許可の取得、月給制による給与支払い、建設キャリアアップシステムへの登録等を要件としている

育成就労外国人の受入方式（「監理型育成就労」による場合）



建設分野における上乗せ措置

受入企業	処遇	受入れ枠	その他
• 建設業法第3条に基づく許可 • 建設キャリアアップシステム登録（受入企業） • 分野別協議会への加入（特定技能外国人受入事業実施法人への所属でも可）	• 建設キャリアアップシステム登録（育成就労外国人） • 日本人と同等以上の報酬の安定的支払い（月給制） • 母国語等での書面を用いた重要事項の説明 • 入国後講習（労働安全衛生に関するオリエンテーションの実施）	• 育成就労外国人の数が常勤職員の総数を超えないこと（優良な育成就労実施者である場合を除く。）	• 建設工事において元請企業の指導に従うこと • 国土交通大臣や分野別協議会への必要な協力 等

（３）処遇優良事業者証
（「労務費に関する基準」の実効性確保策）

技能者の処遇改善に向けた新たなルールの導入

国土交通省

第三次・担い手３法の制定（R6.6公布、R7.12全面施行）

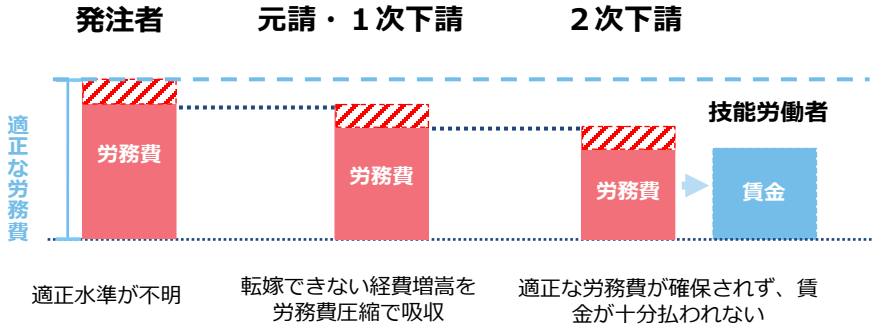
- 建設業者に対し、**労働者の知識、技能等の評価に基づき賃金支払い等を行うことを努力義務化**（建設業法25条の27）。
- 中央建設業審議会が「労務費に関する基準」を作成（同法３４条）し、請負契約における適正な労務費の水準を明確化。
- 併せて、基準を著しく下回る見積り・契約締結を禁止（同法２０条、19条の３）し、違反した業者は指導・監督（同法２8条）、発注者は勧告・公表（同法２０条）の対象。

これらの措置により、公共工事・民間工事を問わず、受発注者間、元請-下請間、下請間の**すべての段階において、適正な労務費を確保**。そのうえで、「CCUSレベル別年収」を活用し、**現場の技能者に、経験・技能に応じた適切な水準の賃金が支払われる**ようにする。

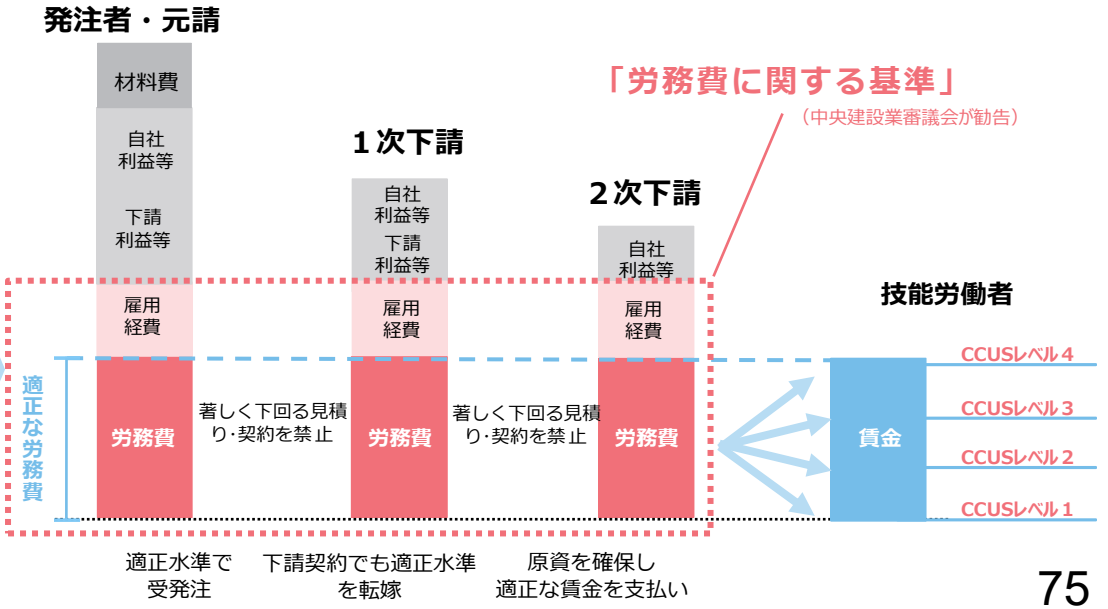
労務費確保 のイメージ

現状

建設工事請負契約に係る特有の課題

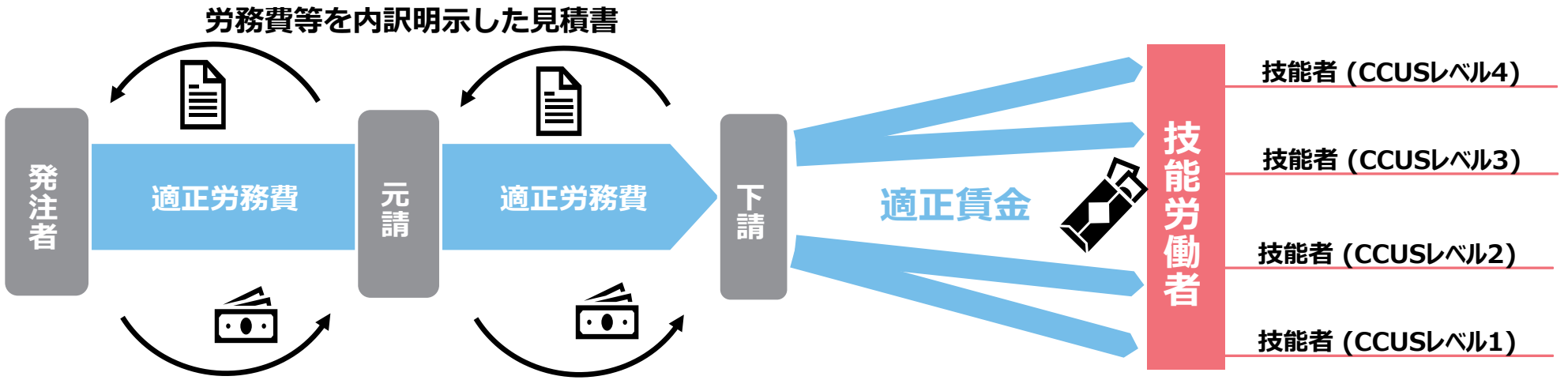


目指す姿　R7.12実施



労務費に関する基準を軸とした適正賃金支払いの実現

■「労務費に関する基準」により、公共工事・民間工事を問わず、下請取引を含めて**適正な労務費（賃金の原資）を確保**するとともに、「CCUSレベル別年収」による、個々の**技能者の経験・技能に応じた適正な賃金の支払い**を目指す。



労務費等を内訳明示した見積の商慣行化

国・団体による様式例の提供等を通じ見積書における労務費等の内訳明示の商慣行化

技能者を大切にする企業の自主宣言制度

適切に技能者を処遇する優良事業者を見える化・優先選定する仕組みを導入

コミットメント制度の導入

請負契約の注文者が、受注者の適正な労務費・賃金支払いを確認する仕組みを導入

CCUSレベル別年収の支払い

技能者の技能・経験に応じた設計労務単価水準の賃金としてCCUSレベル別年収を推進

CCUSレベル別年収の概要（令和8年4月改定）

国土交通省

◎建設キャリアアップシステム（CCUS）の能力評価に応じた賃金の実態を踏まえ、公共工事設計労務単価が賃金として支払われた場合に考えられるレベル別年収を算出。
◎レベル別年収の試算の公表を通じて、技能者の経験に応じた処遇と、若い世代がキャリアパスの見通しを持てる産業を目指す。
◎目標値と標準値の2つの水準の値を設定し、適正な賃金として目標値以上の支払いを推奨するとともに、標準値を下回る支払い状況の事業者については、請負契約において労務費ダンピングの恐れがないか重点的に確認する。

ブロック別（全分野）（年収）

本資料に示す金額に法的拘束力はなく、支払いを義務付けるものではない。

	レベル1（単位：万円）（標準値 ～ 目標値）	レベル2（単位：万円）（標準値 ～ 目標値）	レベル3（単位：万円）（標準値 ～ 目標値）	レベル4（単位：万円）（標準値 ～ 目標値）
全国	395 ~ 535以上	444 ~ 599以上	472 ~ 664以上	572 ~ 754以上
北海道	363 ~ 492以上	408 ~ 551以上	434 ~ 611以上	526 ~ 694以上
東北	417 ~ 565以上	469 ~ 632以上	498 ~ 701以上	604 ~ 797以上
関東	418 ~ 567以上	470 ~ 635以上	500 ~ 704以上	606 ~ 800以上
北陸	407 ~ 552以上	458 ~ 618以上	487 ~ 686以上	590 ~ 779以上
中部	416 ~ 565以上	468 ~ 632以上	498 ~ 701以上	603 ~ 796以上
近畿	386 ~ 524以上	435 ~ 587以上	462 ~ 651以上	560 ~ 739以上
中国	337 ~ 457以上	379 ~ 512以上	403 ~ 568以上	489 ~ 645以上
四国	362 ~ 491以上	408 ~ 550以上	433 ~ 610以上	525 ~ 693以上
九州・沖縄	383 ~ 519以上	431 ~ 581以上	458 ~ 644以上	555 ~ 732以上
参考①特殊作業員	416 ~ 563以上	468 ~ 631以上	490 ~ 692以上	603 ~ 792以上
参考②普通作業員	350 ~ 473以上	393 ~ 530以上	412 ~ 581以上	506 ~ 665以上

＜算出条件＞
・CCUSレベル別年収は、公共事業労務費調査（令和7年10月調査）の結果をもとに、CCUSの能力評価分野・レベル別に分析して作成
・労務費調査においてレベル評価されていない標本点も経験年数と資格を基にレベルを推定（レベル1相当：5年未満、レベル2相当：5年以上10年未満、レベル3相当：10年以上又は一級技能士、レベル4相当：登録基幹技能者）
・労務費調査の各レベルの標本において、「目標値」の値は平均以上、「標準値」の値は下位15%程度の当該ブロックの年収相当として作成

【中建審】労務費の基準に関するワーキンググループの設置について

国土交通省

○　第三次・担い手３法により、中央建設業審議会において、新たに「労務費に関する基準」を作成・勧告することとされたことを踏まえ、本基準の作成及び実効性確保のための具体的な検討を行うため、同審議会にワーキンググループを設けて議論してきたところ。

委　員

（学識者等）

	榎並 友理子	（日本アイ・ビー・エム(株)執行役員テクノロジー事業本部製統括本部長）
	惠羅　さとみ	（法政大学社会学部准教授）
	大森　有理	（弁護士）
座長	小澤　一雅	（政策研究大学院大学教授）
	楠　茂樹	（筑波大学人文社会系教授）
	佐藤　あいさ	（パシフィックコンサルタンツ(株)事務管理センター副センター長）
	西野 佐弥香	（京都大学大学院工学研究科准教授）
	長谷部 康幸	（全国建設労働組合総連合賃金対策部長）
	堀田　昌英	（東京大学大学院工学系研究科教授）
	前田　伸子	（(公社)日本建築積算協会専務理事）

（受注者側）

青木 富三雄	（(一社)住宅生産団体連合会環境部長 兼 建設安全部長）
荒木　雷太	（(一社)岡山県建設業協会会長・（一社)全国建設業協会元副会長）
岩田　正吾	（(一社)建設産業専門団体連合会会長）
白石　一尚	（(一社)日本建設業連合会人材確保・育成部会長）
土志田 領司	（(一社)全国中小建設業協会理事(前会長)）

（発注者側）

佐々木 隆一	（三菱地所(株)企画調査部長・(一社)不動産協会企画委員会委員長）
丸山　優子	（(株)山下ＰＭＣ代表取締役社長）
三宅　雅崇	（東京都財務局技術管理担当部長）
渡辺　直	（松戸市建設部長）
渡邊　美樹	（(独)都市再生機構本社監査室長）

※50音順・敬称略・
令和8年3月27日現在

主な論点

○「労務費に関する基準」の作成について

- 適正な労務費の水準
- 職種分野別の「基準値」の定め方
- 基準値の決定・公表と改定の手続き

○「労務費に関する基準」の実効性確保策について

- 契約段階における労務費確保に向けた取組
- 労務費・賃金の支払段階における取組
- 公共工事における上乗せの取組

開催状況

令和６年９月10日	第１回WG開催【済】	令和７年５月８日	第７回WG開催【済】
11月６日	第２回WG開催【済】	６月３日	第８回WG開催【済】
12月26日	第３回WG開催【済】	８月６日	第９回WG開催【済】
令和７年２月26日	第４回WG開催【済】	９月18日	第10回WG開催【済】
３月５日	第５回WG開催【済】	10月27日	第11回WG開催【済】
３月26日	第６回WG開催【済】	令和８年３月26日	第12回WG開催【済】



④ 処遇優良事業者証の活用

中央建設業審議会総会資料
（令和7年6月30日開催）

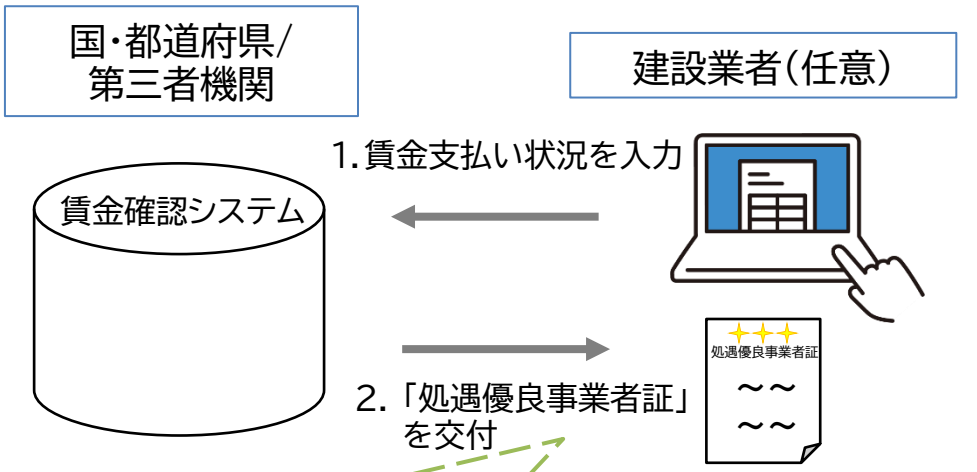
継続検討事項
⇒R9年度中に一定の結論

概要

1. 希望する建設業者が、直雇用する技能者への賃金支払い状況についてシステム入力

【入力項目】
- A) 雇用者が、直雇用する全ての技能者に対し支払った年間の賃金の総額（合計金額）
- B) 賃金計算期間における、対象労働者の労働時間の合計（総労働時間）
- C) A及びBのバックデータとなる賃金台帳・作業日報（個人情報該当部分は、システム上で自動的に匿名化）

2. 入力された賃金が一定水準を上回っている場合に、建設業者に「処遇優良事業者証」を交付



優良な事業者の「見える化」を通じ、注文者や就業者から選択される環境を構築

✱ 今後、モデル的取組を国交省直轄工事等において試行的に実施し、その運用状況を踏まえ、詳細な運用方法について検討

システムの活用促進策（案）

- 各種の国の補助金交付における審査に活用
- 税制優遇措置における要件化
- 経営事項審査における活用　等

実現に向けて特に留意すべき事項

- ✓ 公共工事における「賃金支払の確認に係るIT活用」のトライアル運用とそれを踏まえたシステム構築状況等を踏まえ、民間工事に従事する建設業者が活用可能な簡易システムのあり方を検討することが必要。
- ✓ 請負金額の上昇につながることのないよう、システムの構築・運用管理等に係るコストの低廉化について留意が必要。
- ✓ 処遇優良事業者証を交付する一定水準の段階的な設定の要否について検討が必要。（最終的には、目標値としてのCCUSレベル別年収）
- ✓ システムの活用を促進する方策について検討が必要。

実現に向けた当面の方針

○ 持続可能な取組とするための、国等と第三者機関との役割分担及びコスト負担のあり方について、令和9年度中を目途に一定の結論を得る。

（４）建設技能者を大切にする企業の自主宣言（「職人いきいき宣言」）

建設技能者を大切にする企業の自主宣言(「職人いきいき宣言」)について

国土交通省

■ 「建設キャリアアップシステム利用拡大に向けた３か年計画」（R6.7）において、**改正建設業法に基づく取組とCCUS を活用した取組を一体**として、技能者の処遇改善を図る方向性を示した。

■ この方向性に沿って、**処遇改善に取り組む企業が評価**され、サプライチェーン全体で処遇改善に取り組むようになるための枠組みとして、「**建設技能者を大切にする企業の自主宣言**」が創設。

■ 宣言企業は、令和８年７月１日以降の経営事項審査の申請において、加点。



■ 参加の流れ

1.立場選択：①元請事業者、②下請事業者、③発注者
2.項目検討：必須項目、任意項目について対応検討
3.申請　　：１．２．を以て国交省に申請
4.公表　　：国交省HPに掲載

■ 効果

宣言企業は、
- 国交省HPで公開される
- シンボルマークの使用が可能となる
- 経営事項審査における加点等のインセンティブ

✓ **就業者に選ばれ**、安定的な事業活動の実現
✓ サプライチェーンの中で**適切に評価**される

■ 宣言項目

		元請事業者	下請事業者	発注者
必須	労務費確保・賃金支払い等のための取組	技能者の適切な処遇を確保するための取組を行うこと　等		元請事業者から提出される、労務費等が内訳明示された見積書の内容を考慮・尊重すること
必須	CCUSの活用	全ての現場において、技能者の就業履歴蓄積の環境整備・促進に取り組むこと　等	雇用する全ての技能者について、詳細型の技能者登録を行うこと	
必須	宣言企業との取引優先	**取引先の選定に当たり、宣言を行っていることを考慮すること。**		
任意	その他	例）・事務作業/現場作業におけるICT化を推進すること ・外国人就労者の就労環境の向上に取り組むこと　等		

■ 宣言状況（2026年８月末現在）　計： 6,198社